

# 参考資料

〔 地域力創造に関する令和8年度当初予算案、令和7年度補正予算  
及び令和8年度の地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について 〕

令和8年1月23日  
総務省 地域力創造グループ

# 目次

総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について	..... 2
第1 地方への人の流れの創出・拡大	..... 5
ふるさと住民登録制度の創設、地域おこし協力隊の強化、地域活性化起業人（企業派遣型／副業型／シニア型）、地域プロジェクトマネージャー、事業承継等人材マッチング、ふるさとミライカレッジ、ふるさとワーキングホリデー、サテライトオフィスの誘致、子ども農山漁村交流プロジェクト、移住・定住対策への支援、移住・交流情報ガーデン	
第2 地域経済の好循環による付加価値の創造	..... 28
地域経済の好循環による付加価値の創造（ローカル10,000プロジェクト、ローカルスタートアップ、ふるさと起業家支援プロジェクト）、特定地域づくり事業協同組合、地域脱炭素の推進	
第3 地域の暮らしを守る取組	..... 39
地域運営組織、過疎地域の持続的発展の支援、集落支援員、都道府県過疎地域等政策支援員	
第4 地域におけるDXの推進	..... 46
都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築・拡充、自治体DX・地域社会DXの取組	
第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり	..... 54
定住自立圏構想の推進、地域力創造アドバイザー、「経営・財務マネジメント強化事業」（地方創生の取組）、空き家対策、所有者不明土地等対策、「昭和100年」関連施策の実施	
第6 地域の国際化の推進	..... 63
地域における多文化共生の推進、JETプログラムの活用等	

# 地域力創造グループの施策の全体像 ～活力ある持続可能な地域の実現～

## 人の流れの創出

### ・地域おこし協力隊

都市部から条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動に従事  
R6 7,910人(過去最高)→目標 10,000人

### ・地域活性化起業人

都市部に所在する企業の社員等が自治体と協働で地域活性化の業務に従事  
R6 390社、871人(過去最高)

### ・移住・定住

移住相談件数 R6 約43万件  
(過去最高)

### ・関係人口

ふるさとマイカレッジ、ふるさとワーキングホリデー、こども農山漁村交流、サテライトオフィス 等

### ・ふるさと住民登録制度【新規】

地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設

## 地域経済循環の拡大 雇用の確保

### ・ローカルスタートアップ

地域の資源と資金を活用した新規事業を支援  
R5 23件→R6 82件→R7 100件以上  
(過去最高)

### ・事業承継等人材マッチング支援事業

地域の企業と事業承継等人材とのマッチングを支援  
R7 90団体

### ・特定地域づくり事業協同組合

地域の仕事を組み合わせて雇用を創出  
R7.12月 135組合

## 地域の暮らしを守る

### ・定住自立圏

市町村間の連携・協力により、圏域全体で必要な生活機能を確保、定住を促進

### ・地域運営組織

地域内の様々な主体が参画し、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織  
R6 8,193組織

### ・集落支援員

集落対策の推進に関するノウハウを有する人材が、住民同士の話し合い、具体的な取組をサポート  
R6 専任2,645人 兼任3,022人

### ・過疎対策

過疎法に基づき過疎地域を支援

## ・デジタルの活用・多様な人材の活躍

DX推進体制、デジタル人材の確保・育成、地域社会のデジタル化参考事例集、地域力創造アドバイザー、多文化共生

# 総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について

## ふるさと住民登録制度の創設

- ・関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設【新規】
- ・誰もがアプリで簡単、簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、**プラットフォームとなるシステムを構築**【国費】
- ・全国自治体の取組の参考となる事例を創出するとともに、**アプリの利便性等の実証**を行うため、関係人口施策への取組状況や人口規模等に応じた**モデル事業を実施**【国費】

## 1 地方への人の流れの創出・拡大

### ① 地域おこし協力隊

- ・地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該**地場産業等に係る起業・事業承継**を行うこととする場合、特例として**活動期間を最大5年に延長可能**
- ・起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置について、**対象期間を拡充**（任期終了後1年まで→任期終了後3年まで）し、新たな雇用の創出等の要件を満たす場合において**特別交付税措置の上限額を引き上げ**（100万円→200万円）

### ② 地域活性化起業人

- ・企業派遣型での受入れに要する経費の**上限額引き上げ**（590万円→610万円）

## 2 地域経済の好循環による付加価値の創造

### ① ローカル10,000プロジェクト【国費】

- ・公費助成の上限額を引き上げ（原則2,500万円→3,000万円）
- ・「融資／公費」比率に応じた公費助成のかさ上げ措置について、比率と上限額を見直し（最高5,000万円→5,500万円）

### ② 特定地域づくり事業協同組合

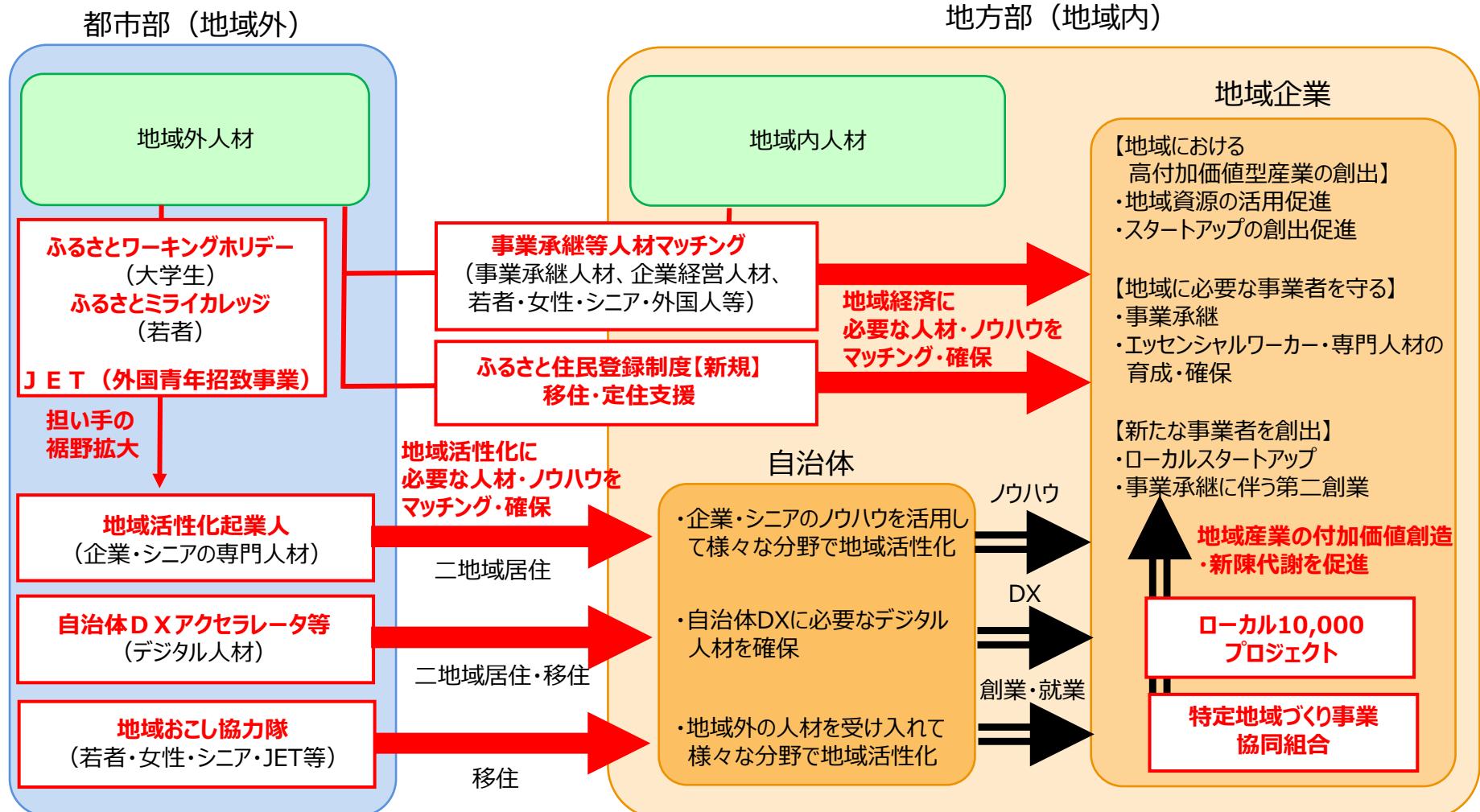
- ・組合の運営支援に要する経費に対する**国交付金の対象経費上限額を引き上げ**（派遣職員人件費400万円→450万円、事務局運営費600万円→670万円）【国費】
- ・組合への設立支援に要する経費に対する**特別交付税措置の上限額を引き上げ**（300万円→390万円）

## 3 多様な人材の活躍（地域力創造アドバイザー）

- ・現行1市町村あたり3年間となっている活用期間について、**異なるアドバイザーを活用する場合には新たに3年間活用可能とする**
- ・対象経費の上限額を引き上げ（590万円→610万円）、謝金（報償費）単価の上限を新たに設定（9,300円/時）

# 地域活性化・地域経済に必要な人材・ノウハウの地方への流れの創出・拡大

「ふるさと住民登録制度」の創設等、関係人口へのアプローチを強化し、更なる地域の担い手確保・地域活性化を実現



# 第1 地方への人の流れの創出・拡大

- 関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。
- 具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組みを想定。
- 誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。

## 目指す姿のイメージ

- ・ふるさとに思いを馳せる方
- ・地域の力になりたい方
- ・災害ボランティア
- ・二地域に居住する方

など

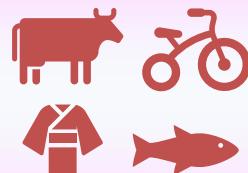


登録 ↓ ↑ 発行

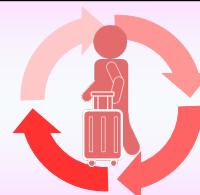
自治体



### 地域経済の活性化 → ベーシック登録（仮称）



特産品購入  
ふるさと納税



観光リピーター  
年数回の帰省

### 地域の担い手確保 → プレミアム登録（仮称）



ボランティア・副業  
地元自治会への参画

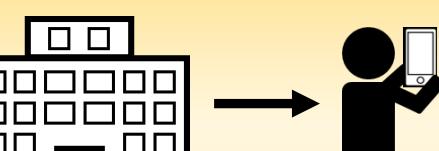


二地域居住

自治体からの情報提供

地域への  
貢献

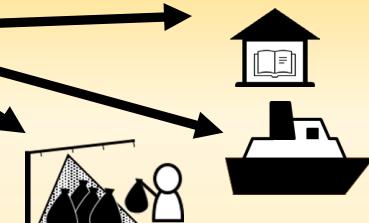
自治体からの情報提供  
官民の各種サポート



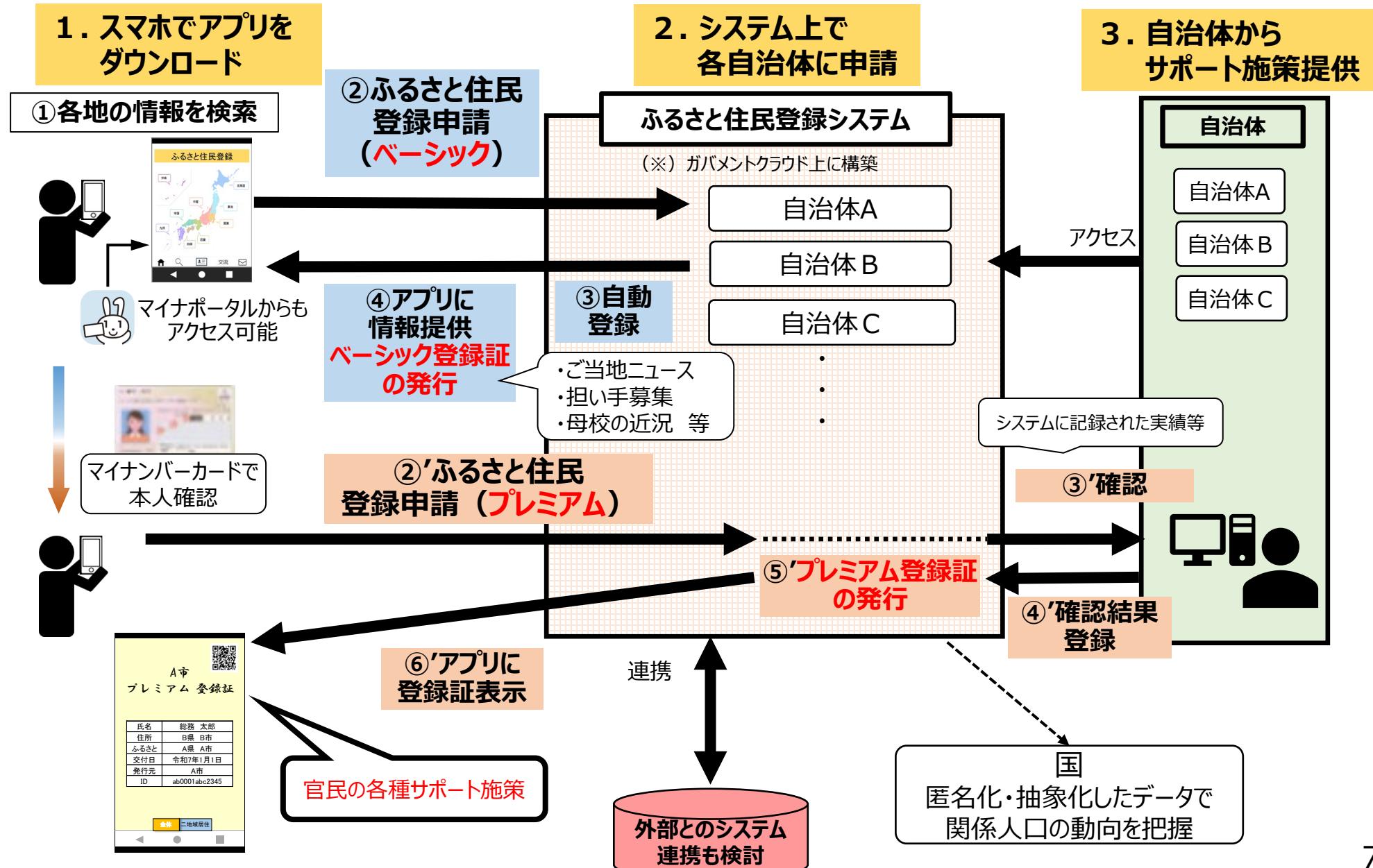
活動に役立つ各種情報を発信



手続の円滑化をはじめ、  
活動に役立つ官民の  
様々なサポートを実施



# ふるさと住民登録登録システムのイメージ



- 全国自治体の取組の参考となる事例を創出するとともに、アプリの利便性等の実証を行うため、アプリの正式リリースに先立ち、関係人口施策への取組状況や人口規模等に応じたモデル事業を実施。

## 事業イメージ

### 【対象自治体】

- ＜タイプA：先行型＞ 先行して関係人口施策を進めている自治体
- ＜タイプB：後発型＞ これまで関係人口施策に取り組んでいない自治体
- ＜タイプC：広域型＞ 都道府県と市町村で連携して取組を進める自治体

人口規模や地域の  
バランス等に配慮し、  
計10～20団体程度選定

### STEP1：取組内容の検討

### STEP2：ふるさと住民アプリで実証

### STEP3：効果検証・横展開



- ✓ 取組内容やアプリを活用した事務の流れ等を整理
- ✓ 必要に応じ実証結果をアプリの機能等に反映
- ✓ ガイドラインや全国説明会にて周知を図り、好事例を横展開

（※）事業途中においても進捗状況等を周知。



# 財政上の対応

## ふるさと住民登録システムの利用料

- 全国の自治体が利用できる共通システムを国が構築。
- 自治体が利用する共通システムの利用料は、自治体による負担が原則となっているが、早期の自治体参画を図り、施策効果を早期に最大化する必要。



- ✓ 令和9年度までに参加する団体については、一定期間負担を求めないこととする。令和10年度以降に参加する団体の負担については、今後検討。

## 制度の推進に要する経費

- 「関係人口」を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる取組である「ふるさと住民登録制度」が令和8年度に創設されることを踏まえ、関係人口の充実・拡大等に向けた自治体による幅広い取組を後押しするため、ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置を創設（措置率0.5）

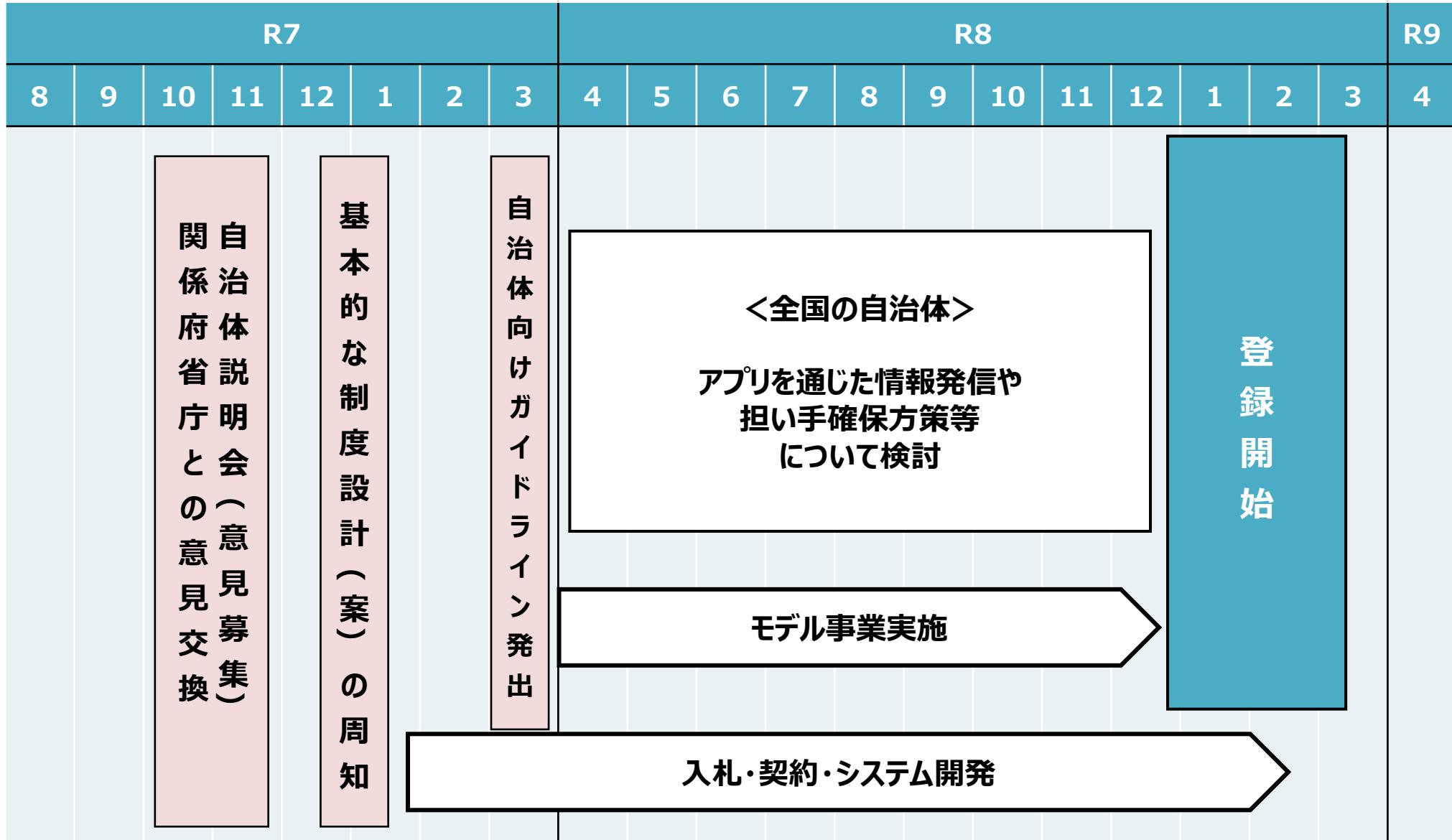
## 自治体における類似アプリ等の改修経費

- 先行自治体が独自に開発した既存のアプリ等について、ふるさと住民登録制度との連携によるユーザーの利便性向上を図るため、改修が必要。



- ✓ ふるさと住民登録システムと連携するために発生する既存アプリ等の改修経費については、デジタル活用推進事業債を活用可能。

# 今後のスケジュール（現時点の想定）



# (参考) 関係人口の類型とその拡大に向けた自治体の取組事例

地域経済の活性化	地域の担い手確保
<b>類型①</b> 実際に地域を訪問はしないが、地域産品の購入やふるさと納税等により経済的に貢献する	<b>類型③</b> 副業やボランティア活動など、定期的に地域を訪問し、担い手として活動する
<b>類型②</b> 年に数回程度、継続的に地域を訪問し、観光・買い物や体験活動などを楽しむ	<b>類型④</b> 地域に居所をもち、行政サービスや公共施設についても一定の利用がある（二地域居住等）

## 類型①関係 宮城県気仙沼市「気仙沼ファンクラブ」

(取組概要) 震災後気仙沼市を応援してくれた方に気仙沼ファンになってもらうこと、気仙沼出身者にふるさとの近況を知つもらうこと等を目的として実施。



『世界にひとつ』あなただけの会員証

(登録制度) 会費無料の会員登録が必要

(対象者) 市外在住者（気仙沼市出身者を含む）

(会員数) 21,807人（令和7年3月31日時点）

(会員特典)

- 手作り木製の気仙沼ファンクラブ会員証の発行
- メールマガジン（ふるさと納税の案内等）の定期配信は年4回
- 会員証提示による店舗特典（R7：対応店舗74店）  
(各種店舗での割引、美術館等の入館料割引 等)

## 類型②関係 新潟県南魚沼市ほか「帰る旅」

(取組概要) 一般社団法人 雪国観光圏とじやらんリサーチセンター（株式会社リクルート）が協働で推進。

宿泊滞在拠点やシェア型拠点の利用・スタディツアーや参加を通じて地域の人たちとの関係性を育み、その地域を定期的に来訪する「支援者・コアファン・仲間」になつていただくことを目指す。

(登録制度) メンバーシップ登録が必要

(特典) なりわいとする家業・事業のお手伝い及び自室清掃を実施すれば宿泊料免除。



## 類型③関係 岐阜県山県市 地域活性化起業人の活用

(取組概要) 山県市が地域活性化起業人の制度を活用し、都市部の企業社員と契約を締結。当該社員がマネジメント経験等を活かし、山県市商工会議所の業務効率化に向けたITツールの導入等による業務サポートを実施するため、月に数回勤務（副業）。

(活用制度) 自治体が三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れて地域活性化を図る取組に対する特別交付税措置

(活用条件)

- 企業に所属する個人と自治体が契約を締結
- 月4日以上、かつ、月20時間以上の勤務
- 受入自治体に月1日以上の滞在



(対象経費) 副業期間中に要する経費（報酬・旅費）

## 類型④関係 福島県「ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金」

(取組概要) 県が移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを行つた費用等を補助。

(対象者) ふくしまファンクラブの会員であつて、福島県外在住の雇用者、法人、福島県外在住の個人事業主等に該当する者

(補助内容)

- ふくしま“ロング・テレワーク”体験コース：3/4補助（上限30万円/人）
- ふくしま“ショート・テレワーク”体験コース：1/2補助（1万円/泊・人）

(対象経費)

- 宿泊費（飲食代除く）、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代（燃料代除く）



# 地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R 等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体（地域要件あり）

○地方財政措置：<特別交付税措置：R8>

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／人を上限（任期2年目から任期終了後3年以内の起業・事業承継が対象）

※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

直近5年に任期終了した隊員については、およそ69%が同じ地域に定住  
※R6調査時点

### 地 域

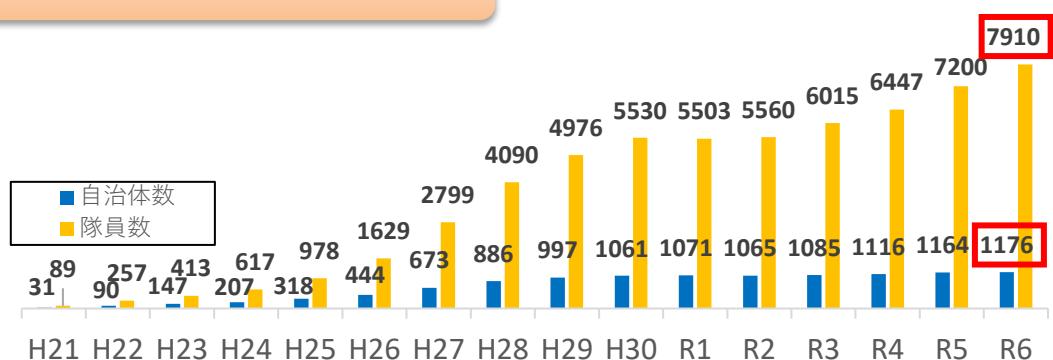
- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 隊員数10,000人を目標



隊員の約4割は女性

隊員の約6割が20歳代と30歳代

直近5年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業  
※R6調査時点

# 地域おこし協力隊 地方財政措置の拡充（R7→R8）

## 1. 地域おこし協力隊の任期延長特例の導入

- 地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を最大5年に延長可能。



(伝統産業の承継)



(農業技術の習得)

## 2. 「地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費」に対する特別交付税措置の拡充

- 対象期間を延長（任期2年目から任期後1年以内 ⇒ 任期2年目から任期後3年以内）
- 新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限額を引上げ（100万円/人 ⇒ 200万円/人）

## 地域おこし協力隊の推進に要する経費

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和6年度は7,910人であり、隊員数を10,000人とする目標を掲げている（地方創生に関する総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

### 制度周知・隊員募集

#### ■戦略的な広報の取組強化

拡充インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

#### ■課題を抱えている自治体に対する伴走支援

- ・ 地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

#### ■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



### 隊員活動期間中

#### ■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・ 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

#### ■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

#### ■各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



拡充 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

### 任期後

#### 起業・定住

地域への  
人材還流を  
促進！

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- 地方公共団体としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ること**ができる、民間企業としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築**、シニア個人としても退職後の**新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

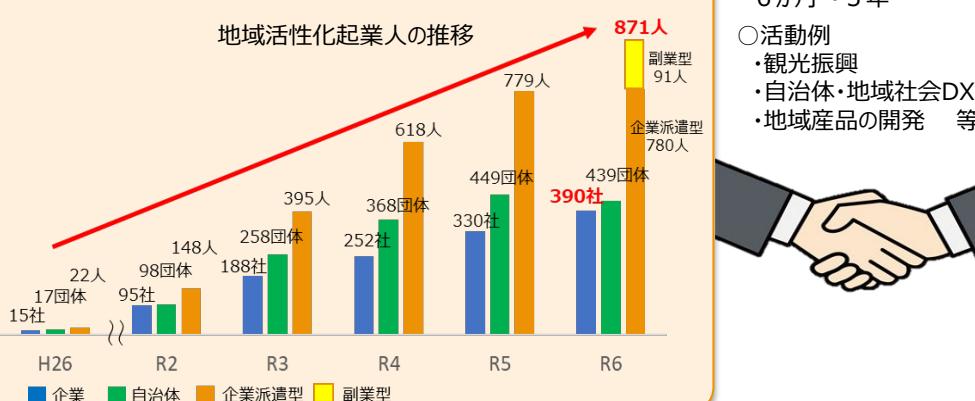
## 地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- 三大都市圏外の市町村
- 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）  
(企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)

### 地域活性化起業人の推移



## 協定締結

○任期  
6か月～3年

○活動例  
・観光振興  
・自治体・地域社会DX  
・地域産品の開発 等



社員（個人）

## 民間企業

A 三大都市圏に所在する企業

B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

### 【企業派遣型】

- 要件
  - ・自治体と**企業**が協定を締結
  - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など

### ○特別交付税

- 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
- 受入れの期間中に要する経費（**上限610万円/人**）※R8年度から引き上げ
- 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

### 【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
  - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
  - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
  - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など

### ○特別交付税

- 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
- 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人 + 旅費上限100万円/人 (合計の上限200万円/人)**）
- 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

# 地域活性化起業人のマッチングプラットフォーム

地域活性化起業人制度の更なる推進のため、自治体や企業、副業に関心のある個人等が、それぞれ、抱える課題や来てもらいたい民間のスペシャリスト人材、自らが提供できるソリューションを登録し相互に交流できる場を構築しました！

登録・活用はこちらから→



## 自治体

民間のスペシャリスト人材を活用したいニーズ

- 民間企業や退職した個人の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用して地域の課題を解決
- 外部の視点・スピード感覚で取組を展開

## マッチング プラットフォーム

自治体や企業、個人が、それぞれのニーズを登録

## 企業や副業に関心のある個人等

多彩な経験による人材の育成、企業の社会貢献、新しい地域との関係構築などのニーズ

- 民間企業の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

# 地域プロジェクトマネージャー

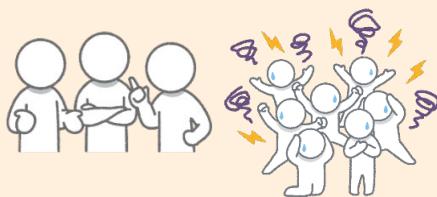


- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度。

## イメージ

### ★ブリッジ人材が不在だと…

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

### ★地域プロマネ任用により…

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

## 制度概要

### ★人物像

- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

### ★実施主体

- ・地方公共団体（市町村）  
活用にあたっては下記の地域要件あり

### ★地域要件

- ・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない

### ★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、**700万円/人**を上限に特別交付税措置
- ・**1市町村あたり2人、1人あたり3年間**を上限

### ★取組自治体数と地域プロジェクトマネージャー数

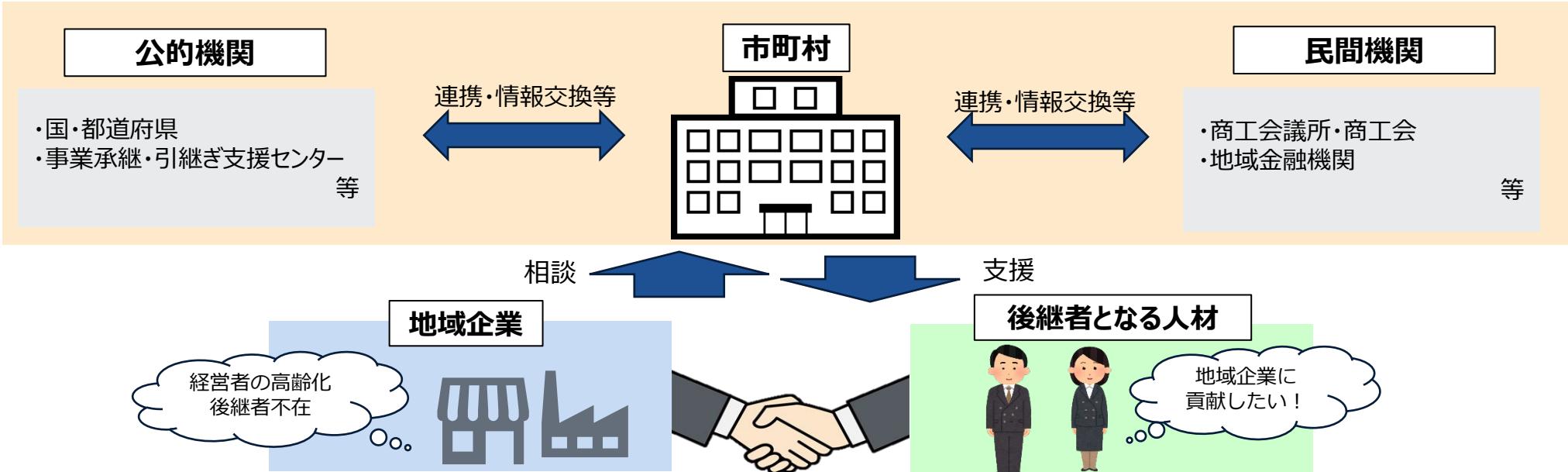
- ・令和6年度には、104市町村において114名の地域プロジェクトマネージャーが活躍

# 事業承継等人材マッチング支援事業～地域企業の後継者を確保～



- 地域企業の後継者等を確保するため、市町村がハブとなり、地域企業と事業承継等人材とのマッチングを支援する事業。
- 総務省は、市町村の経費に特別交付税措置を講じるほか、必要な支援を実施。

## 事業スキーム



## 財政措置

市町村を対象に、以下の経費について特別交付税措置

※1 自治体あたり上限1,500万円（措置率0.5（財政力補正あり））

※地方単独事業に係る経費のみが対象

※市町村は、事業承継等人材マッチング支援事業に係る事業計画を策定する必要

### ①調査・人材育成

・人材・事業所等に対する調査  
・人材の発掘・スキルアップ 等

### ②マッチング

・交流会・商談会の開催  
・マッチングシステム構築 等

### ③マッチングトライアル

・人材が事業所で試用的に業務に  
従事する際の人件費・交通費 等

④コーディネータ等の配置 ※自治体職員の人件費は対象外

## POINT

- 地域企業が後継者等を確保するための市町村の取組を幅広く財政措置
- 事業承継に限らず、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等、多様な人材と地域企業とのマッチングを支援する場合の経費も対象



若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成を加速させるため、自治体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトを支援。

## 意義

### 学生

- 自身の能力を活かして地域活性化にチャレンジ
- 理想的な暮らし・ライフスタイルの発見

### 地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 学生の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 大学

- 問題発見・解決能力の育成
- 地域活性化に貢献

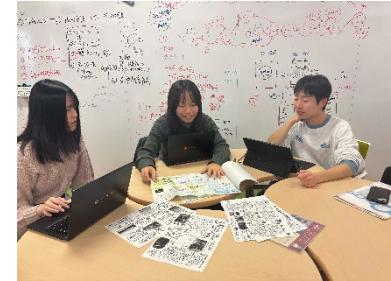
### 地方自治体

- 若者にとって魅力的な地域づくり
- 関係人口の創出

## プロジェクト実施例



1. 地域の課題を把握



2. 学生のアイデアを出し合う



3. 地元住民の意見を取り入れる



4. 地域にて実践

## マッチングプラットフォーム (R8.3~)



分野別に大学等の人材・知見を  
検索可能

## 財政措置

- ①都道府県 ②三大都市圏外の市町村 ③三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域などを対象に、以下の経費について特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））

※対象経費の上限 1団体あたり15,000千円 + 5千円×全参加者の延べ滞在日数

### ① 募集・調整

- ・募集に係る各種経費

### ② 受入準備

- ・受入準備に要する経費
- ・プロジェクト計画づくりに要する経費 等
- ・オリエンテーションに要する経費 等

### ③ 活動支援

- ・実施団体の移動費・宿泊費
- ・参加者の飲食費は対象外

# ふるさとミライカレッジ 令和8年度事業内容

R8当初予算額案 0.2億円  
R7補正予算額 1.9億円  
(R6補正予算額 2.8億円)

- ①モデル事業を15団体程度で実施 ②実地でのマッチングイベント、マッチングウェブサイト運営により自治体と大学等のマッチングを促進し、全国での取組の機運醸成を図る。

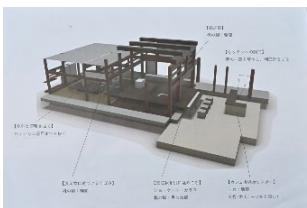
## 1 モデル事業

自治体によるプログラム策定、受入体制構築等を支援  
定額500万円×15か所程度

- 公募：令和8年1月～2月
- 採択：令和8年3月
- 採択団体：15団体程度
- 公募要件：連携先大学等に
  - ・3大都市圏所在の大学を含むこと
  - ・新規連携先を含むこと

## (参考) 令和7年度モデル事業の例

- 史料館のリノベーション  
(新潟県南魚沼市)
- お祭りなどの生活文化継承  
(島根県雲南市)



- 事前復興計画の立案  
(愛媛県宇和島市)



## 2 自治体と大学等のマッチングの促進

- ① 自治体と大学等が一堂に会するマッチングイベント等を実施



令和7年度開催  
マッチングイベントの模様  
(東京 大手町で開催)

- ② 令和7年度に立ち上げたマッチングウェブサイトを運営  
オンライン上で新規連携先を探すことのできる環境を整備

- サイト運用開始：令和8年3月（予定）
- サイト登録者：取組を希望する自治体・大学等



## ふるさとミライカレッジ 財政措置の内容（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成の取組を加速化させるため、自治体が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を特別交付税措置

### 対象団体

- ① **三大都市圏外の市町村**
- ② **三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村**
- ③ **都道府県**（上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る）

### 対象経費の詳細

#### ● **地方が単独で実施する事業**のうち以下の経費が対象

- ・参加学生等の募集に要する経費
- ・受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ・滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- ・プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- ・コーディネーター委託費
- ・プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

### 対象経費の上限

1団体あたり 15,000千円 + 5千円×全参加者の延べ滞在日数 **（措置率0.5、財政力補正あり）**

# ふるさとワーキングホリデー



- 都市部の若者などが、**一定期間（概ね2週間～1ヶ月）** 地方に滞在し、**働いて収入を得ながら**、地域住民との交流や学びの場などを通じて**地域での暮らしを体感する**ことで、地域との関わりを深めるもの。

## 事業スキーム



### 参加者

- 稼ぎも住まいも気にすることなく、新たな地域で新たな業務経験 <Work>
- 豊かな自然環境、時間的ゆとり、新たな交友関係 <Holiday>

新しい地方での仕事・暮らしを通じて、自身を見つめ直すきっかけづくり



### 自治体

- 都市部の若者等に、まちを知り、関わってもらうきっかけづくり
- 将来の移住・定住につなげるほか、まちの「関係人口」に

### 地域事業者等

- 都市部の若者等との交流による新たな経験・気づき
- 担い手不足の解消、将来の担い手の確保につなげる

## 財政措置

都道府県 及び 三大都市圏外の市町村 + 大都市圏内の市町村のうち条件不利地域など(1,433市町村)を対象に、以下の経費について特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））

※ 対象経費の上限 1団体あたり15,000千円 + 5千円×全参加者の延べ滞在日数

### ①募集・受付

- ・募集に係る各種経費
- ・応募者との面談、受入企業との調整に要する経費 等

### ②受入準備

- ・受入準備に要する経費
- ・滞在場所確保に要する経費 等

### ③活動支援

- ・実施団体内の移動費、宿泊費
- ・交流イベント等に要する経費 等

※参加者の飲食費は対象外

### POINT

- これまでに、**5,979名**が参加
- 参加者の**約9割**が満足、**約9割**が再訪意向
- 参加後、**移住・定住**や、**地域おこし協力隊**として活躍する例も



# サテライトオフィスの誘致

- 地方における雇用機会の創出や移住・定住の促進、産業の創出に向けて、**サテライトオフィスの誘致に取り組む自治体**を支援し、都市部から地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速する。

## 「お試しサテライトオフィス」に係る財政措置

特別交付税

ソフト事業が対象

### 【対象経費】

- 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：1,000万円

（措置率0.5・財政力補正あり）

※以下の区域外で行う取組が対象（都道府県・1,574市町村）

①首都圏整備法に基づく「既成市街地」及び「近郊整備地帯」

②首都圏等財特法施行令第1条で定める区域

③近畿圏整備法に基づく「既成都市区域」

地方債

ハード事業が対象

サテライトオフィス誘致支援施設の整備に対して、**地域活性化事業債**が活用可能（充当率90%、交付税算入率30%）

## 特設サイトによる情報発信

- 総務省の特設サイトにおいて、企業のお試し勤務を受け入れる施設や地域の情報などを掲載

### （掲載例）



所在地	〒389-1303 長野県上水内郡信濃町野尻1200-45
ホームページ	<a href="https://nwc.natureservice.jp">https://nwc.natureservice.jp</a>
設備	wi-fi、コピー機、3Dプリンター、レーザーカッター、ポール盤、溶接機等
施設概要	施設は、上信越自動車道信濃町ICから7分の場所にあり、ワークスペース（40人収容可）、会議スペース3室、マイクラボ、ロボットテストフィールド等を完備し、IT企業だけでなくAIやロボティクス分野まで対応し、実証実験を行える施設です。 利用方法は、法人向けで1週間、1ヶ月単位での貸し切りプランでの施設となっており、滞在期間中にウォータースポーツやトレッキング等の様々なアクティビティを組み込みワークーションとしての利用提案もできます。
近隣施設	オートキャンプ場（併設）、コンビニエンスストア（車で5分）、温泉施設（車で9分）
滞在施設	野尻湖周辺及び黒姫高原周辺の宿泊施設を紹介

POINT

- お試し勤務の受け入れを通じたサテライトオフィス誘致を支援
- ソフト・ハード両面について支援



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



## 送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

### 農林漁業の宿泊体験活動

- ◆オンライン交流を実施することで、対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネーターの活用
- ◆課題解決に向けた研究と実践



杉並区の小学生→山形県飯豊町  
(宿泊体験後も給食で飯豊町の食材を使うなど、関係を継続)

## ①子供農山漁村交流支援事業（上限: 1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む宿泊体験活動をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費：コーディネーター費用、子ども、教員等の宿泊費用、旅費等

## ②体験交流計画策定支援事業（上限: 100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「子供の農山漁村体験交流計画」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

## ③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。



首都圏を中心とした  
角川ドワンゴ学園の中高生→  
福島県西会津町  
(町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。  
定員15名に対して112名の応募)

POINT

- 子ども、先生、保護者が受入地域の関係人口に！
- コーディネーターが伴走支援し、課題解決や地域の強み等について一緒に考えます
- これから子プロを始めようとする自治体にとって非常に有効な事業です



## 1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

- ① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。
- ② 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

### 住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・農林漁業作業体験
- ・収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など）など

## 2 対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。

- ① 推進協議会（都道府県・市町村）に要する経費
- ② 地域協議会（送り側・受入側）の運営に要する経費
- ③ 小学生・中学生の宿泊体験活動に要する経費（※）

①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

### （※）の例

- ・子供や教員に係る宿泊費用
- ・教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- ・事業のために要する借損料（バスその他の車輌や備品）など

POINT

- 上記要件を満たせばおためし地域留学（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

# 移住・定住対策の推進

- 地方への移住・定住を推進するため、都道府県・市町村が実施する以下の取組について、特別交付税措置

## 情報発信

### 措置率 0.5 × 財政力補正

- 移住相談窓口の設置
- 移住相談会等の開催
- 各自治体のHPでの情報発信
- 移住関連イベント等への相談ブースの出展



等

## 移住体験

### 措置率 0.5 × 財政力補正

- 移住体験ツアーの実施
- 移住体験住宅の整備（※）  
(※) 新築する場合は対象外
- U I ターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）等



## 住居・就職支援

### 措置率 0.5 × 財政力補正

- 空き家バンクの運営
- 住宅改修への助成
- 移住希望者に対する職業紹介

等

## 定住・定着に向けた支援

### 1人当たり上限 500万円（兼任の場合 40万円上限）

- 移住コーディネーターによる情報提供や相談対応
- 定住支援員による移住者等の地域生活支援





- 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談**についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を**東京駅八重洲口**に開設（平成27年3月28日開設）

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する**「相談窓口コーナー」**
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料で利用可能**な**「イベント・セミナースペース」**
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる**「情報検索コーナー」**や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している**「地域資料コーナー」**
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する**「地域おこし協力隊サポートデスク」**



(移住フェアの模様)



(移住相談ブース)



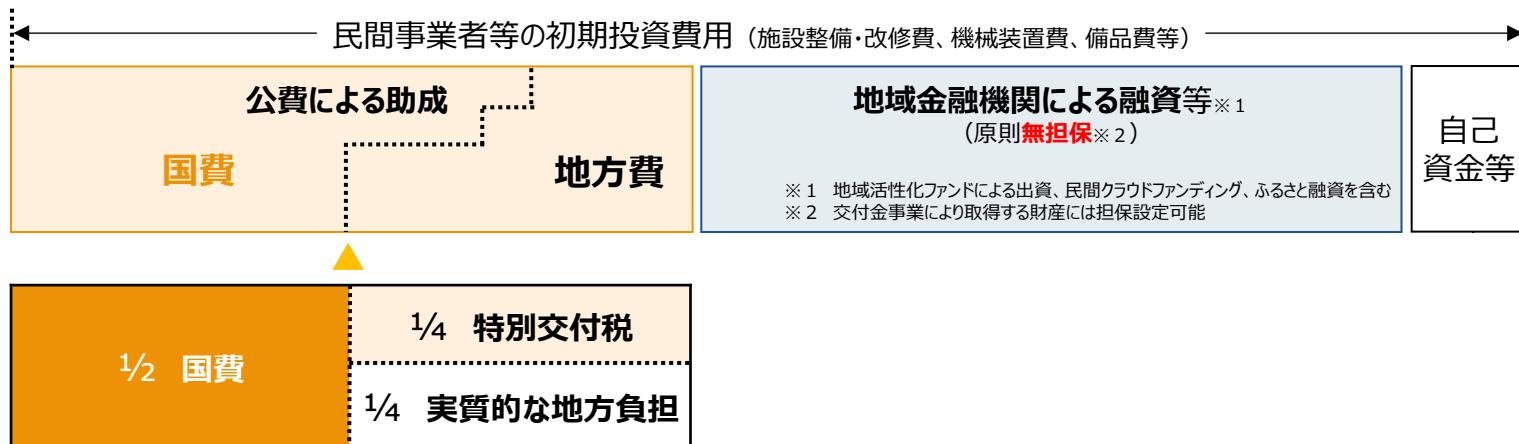
[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル  
[アクセス] JR / 東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分  
地下鉄 / 銀座線 京橋駅より徒歩5分  
銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

## 第2 地域経済の好循環による付加価値の創造



- 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規立ち上げを支援
- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

## 事業スキーム



### 助成上限額（自治体→事業者）R8拡充

融資／公費	公費による助成上限額
4倍～	5,500万円
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	3,000万円

### 交付率（国→自治体）

- ・原則、公費の1/2
- ・条件不利地域（1,113団体）のうち、  
財政力0.25～0.5 2/3  
財政力0.25未満 3/4
- ・重点支援分野 3/4  
(地域脱炭素、若者・女性活躍)

### POINT

- 交付金の申請主体は自治体（都道府県・市区町村※）
- 申請は随時受付  
(問合せ専用ダイヤルを設置)
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,500万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能

※創業支援等事業計画の作成が必要  
(R7.12月時点で1,555市区町村が作成済)

# ローカル10,000プロジェクト

## 令和8年度制度改正について（公費助成の上限額等の見直し）

- 公費（国費+地方費）による助成の上限額を増（原則2,500万円→3,000万円）
- 「融資／公費」比率に応じた上限額のかさ上げ措置について、より大きな融資を引き出して地域経済循環を一層推進するため、「融資／公費」比率と公費助成の上限額を見直し（最高5,000万円→5,500万円）
- 国費の交付率がかさ上げ（原則1/2→3/4）となる「重点支援分野」は、「地域脱炭素」、「若者・女性活躍」
- 本制度改正は、令和8年4月1日以降の交付申請※1事業から適用※2

※1 事業実施計画書の審査後、交付要綱に基づいて行う申請

※2 既に融資額の調整・自治体の予算化が進んでいる案件を考慮し、**令和7年度中に所定の事業実施計画書が総務省に提出された場合**には、交付申請が令和8年度となっても、**従前の上限額を適用**（「融資／公費」比率1.5倍～3倍の区分）することが可能

### 公費（国費+地方費）による助成

### 地域金融機関による融資等 (原則、無担保融資)

### 自己資金等

### (現行)

融資／公費	公費助成の 上限額
2倍～	5,000万円 <small>↑ 上限額のかさ上げ</small>
1.5倍～	3,500万円 <small>↑ 上限額のかさ上げ</small>
1倍～	2,500万円

### (改正後)

融資／公費	公費助成の 上限額
4倍～	5,500万円 <small>↑ 上限額のかさ上げ</small>
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円 <small>↑ 上限額のかさ上げ</small>
1倍～	3,000万円

「融資／公費」比率と  
公費助成の上限額を見直し  
最高5,000万円→5,500万円

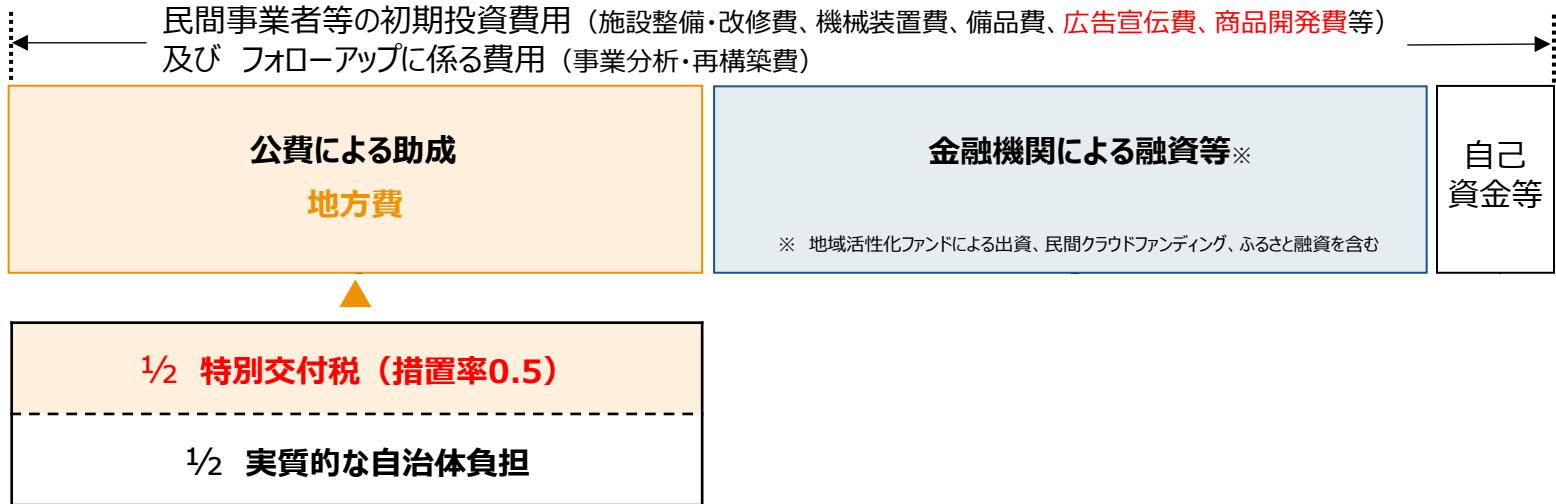
公費助成の上限額を増  
原則2,500万円→3,000万円

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）



- ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる、市町村が単独で実施する地域密着型事業の立ち上げを支援
- **①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③金融機関による融資等 ④新規性（新規事業）**  
の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象  
※国庫補助事業と異なり、**①～④の要件**を満たせば、自治体が自由に制度設計可能

## 事業スキーム



## 助成上限額（自治体→事業者）

融資／公費	公費による助成上限額
1倍～	1,500万円
0.5倍～	800万円
0.5倍未満	200万円

POINT

● 国庫補助事業と比べ、以下の要件が緩和されており、市町村の裁量により柔軟な創業支援が可能

- ・モデル性は問わない
- ・融資額が公費による助成額未満でも対象
- ・金融機関からの担保付き融資も可
- ・ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費等）も対象



- 地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業（ローカルスタートアップ）を支援
- **事業の企画・立ち上げ準備・事業立ち上げの各段階**において、交付金による支援及び特別交付税措置を実施

※ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の作成が必要（認定件数1,555市区町村（R7.12月時点））

## 支援制度の内容

### ① 事業の企画

#### 特別交付税 (措置率0.8・財政力補正あり)

- ・創業支援等事業計画の作成
- ・創業塾、創業セミナー、研修
- ・ビジネスコンテスト
- ・創業コーディネーターの設置

### ② 立ち上げ準備

#### 特別交付税 (措置率0.8・財政力補正あり)

- ・地域脱炭素等に係る調査分析
- ・地域資源の調査分析
- ・ビジネスモデル調査分析
- ・法人設立等に係る経費
- ・オフィスの賃貸料、  
インキュベーション施設

### ③ 事業立ち上げ

#### 交付金（交付率1/2～3/4）

- ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）  
※モデル性を有するもの

#### 特別交付税（措置率0.5・財政力補正あり）

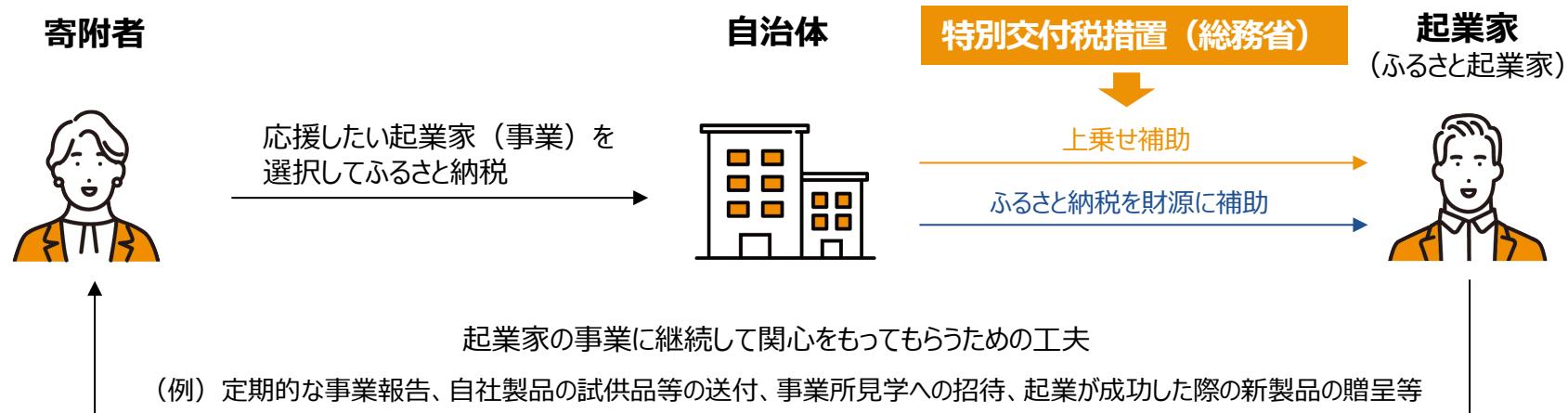
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品、商品開発費、広告宣伝費等）  
※モデル性は問わない
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した事業に対する、フォローアップ、事業分析・再構築に係る経費



# ふるさと起業家支援プロジェクト

- 自治体が、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し初期投資費用を補助する場合の、**上乗せ補助部分等**に対し特別交付税措置
- ふるさと納税の仕組みを活用して地域外から資金調達し、地域の起業支援を促すことにより、地域経済循環を創出

## 事業スキーム



## 財政措置

- 都道府県・市町村を対象に、以下の経費について  
**特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）**により支援
  - ・起業家への上乗せ補助に要する経費  
(起業家の事業立ち上げの初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費）に対する補助)  
※特別交付税の対象額は、事業ごとに、ふるさと納税を財源に補助する金額又は2,500万円のいざれか少ない額を上限とする
  - ・起業家から提案される事業の審査等に要する経費

POINT

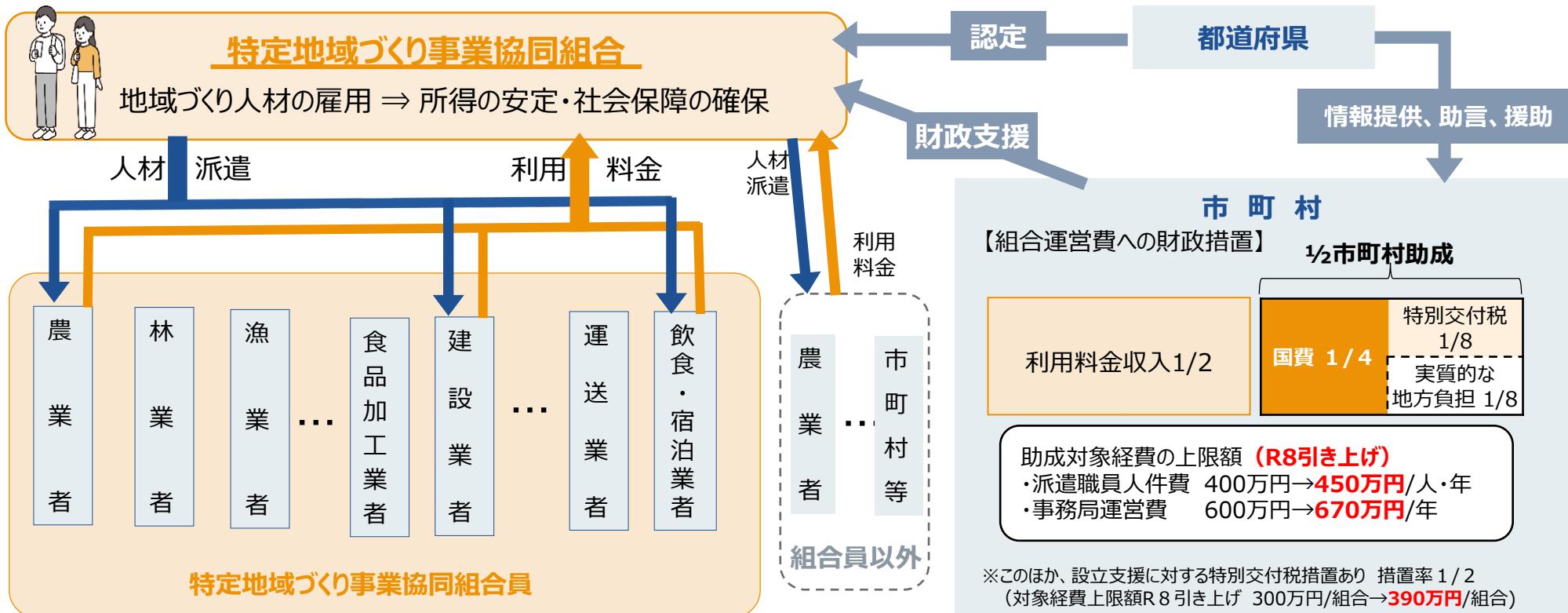
- ふるさと納税を財源に起業家へ補助
- 併せて、起業家へ上乗せ補助を行う場合には、**特別交付税措置**により支援



## 特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額案 6.2億円  
(R7当初予算額 5.6億円)  
※内閣府予算計上

- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



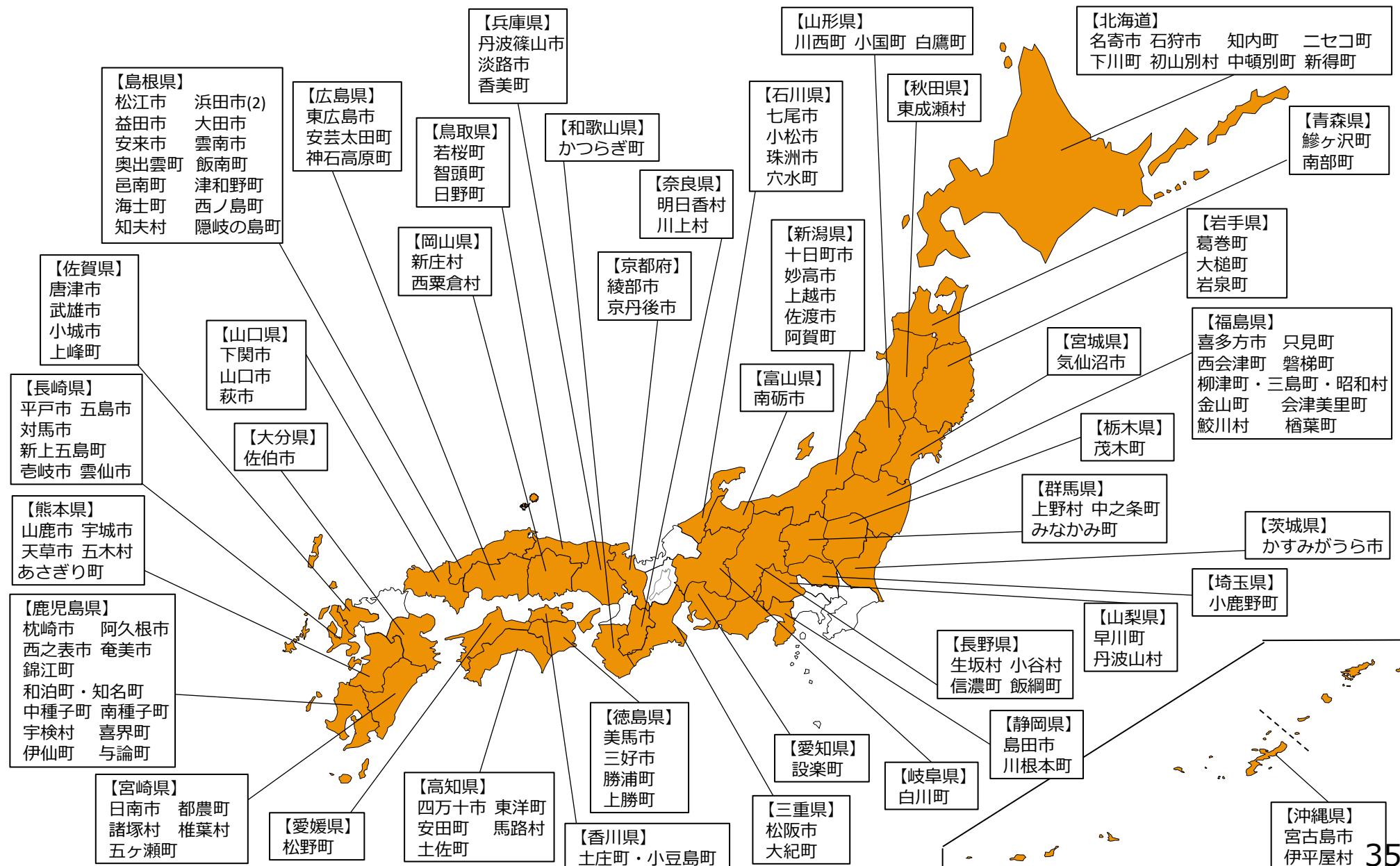
POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和  
(員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和)

## 特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 135組合 (40道府県138市町村)

※R7.12.1現在（交付決定ベース）



# 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進

国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。

また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

## まち 都市の木造化推進法の概要

### 〈地方公共団体の責務〉（第5条関係）

- 地方公共団体は、経済的・社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、公共建築物における木材の利用に努めなければならない

### 〈基本方針〉（第10条関係）

- 木材利用促進本部（本部長：農水大臣、本部員：総務・文科・経産・国交・環境大臣）は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

### 〈建築物木材利用促進協定〉（第15条関係）

- 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努める

## 【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

### 【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

### 【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講じるよう努める

## 総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
  - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について、積極的に検討いただくこと ※地域木材を利用した施設整備には地域活性化事業債を活用可能
  - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定締結を積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと
- その後も、地方公共団体宛に通知を発出し、地域木材を利用した図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も地域活性化事業債の対象となることを周知するとともに、木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼（R4.4、R6.1、R6.2、R7.1、R8.1）
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼

## 財政措置

### 【地方財政措置】

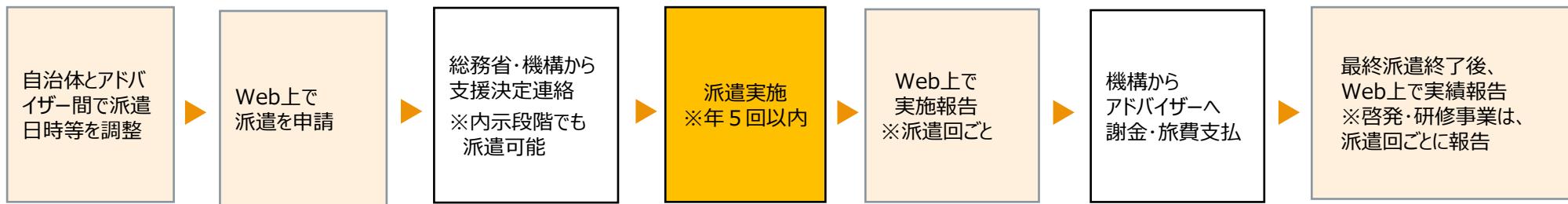
- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率30%）を充当可能
- 地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を普通交付税措置
- ①地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、②木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を特別交付税措置（措置率①0.5、②0.3）

### 【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり※詳細はホームページをご参照ください。（<https://www.rynya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyou.html>）

- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）では、自治体が地域脱炭素を推進する上で、専門知識を有する人材の不足が課題となっていることから、専門人材を派遣し、自治体の取組の促進を図ることとされている。
- 総務省と地方公共団体金融機構（JFM）の共同事業として、**地域脱炭素に取り組む自治体に対しアドバイザーを派遣**  
※アドバイザーの**謝金・旅費をJFMが全額負担**

## アドバイザー派遣の流れ



※詳細は、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」を参照  
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html> (JFM HP)

## 支援分野

民間事業者、学識経験者のほか、GX関連業務経験のある現役の公務員などもアドバイザーとして派遣可能（R8.1月現在、**47名**がアドバイザー登録済）

### ● 課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む都道府県・市区町村に対して、下記の分野において支援を実施

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設等における省エネ・再エネ電気調達、更新・改修時のZEB化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ゼロカーボン・ドライブ
- ⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立



- **自治体の予算措置が不要**
- **Webから簡単に手続きが可能**

### ● 啓発・研修事業

都道府県が市区町村に支援分野の研修会・相談会を行う場合に、アドバイザーを派遣

# 地域脱炭素研修（自治大学校特別研修）

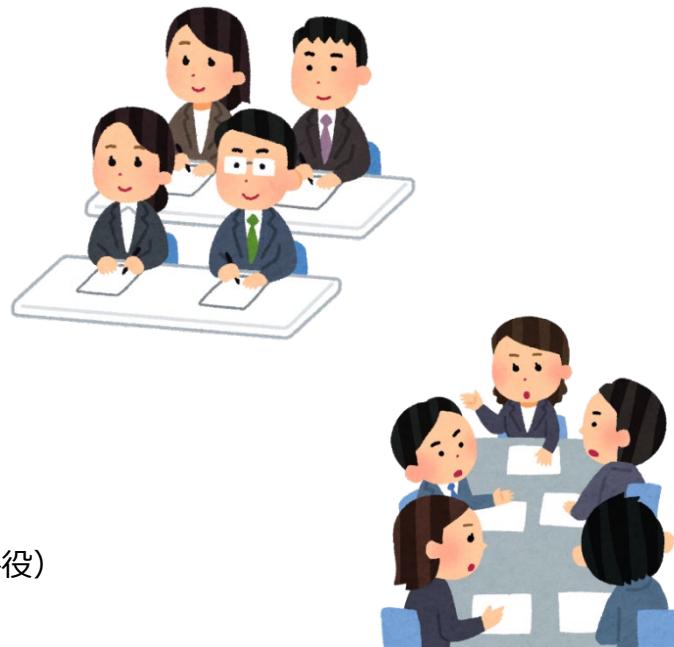
- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）では、2030年までの5年間を実行集中期間と位置づけ、自治体の地域脱炭素の推進に必要な施策の実行に取り組むこととされている。
- 人材面の国の支援として、自治体において地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成するための研修を実施することとされている。
- このため、自治体職員に対し、地域脱炭素の取組等に関する専門家等からの講義を通じて、脱炭素施策を企画し、職場に提案いただくことをゴールに自治大学校で研修を実施する。

## 時期

例年秋頃（2泊3日）（年1回開催）

## 対象

地域脱炭素の取組を加速化するために、関連施策に携わる自治体職員。  
※初任者の参加可能。



## 研修内容

- ①脱炭素地域づくりに関して、専門家からの説明
- ②脱炭素地域づくりに関して、先進自治体からの事例紹介
- ③自治体職員同士で、脱炭素社会実現に向けたグループワークの実施

（専門家及び先進自治体職員がコーディネート役）

## これまでの実施状況

### 【令和7年度】

実施日：10月8日（水）～10月10日（金）  
受講者：23名

### 【令和6年度】

実施日：10月2日（水）～10月4日（金）  
受講者：32名

## 第3 地域の暮らしを守る取組

## 地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO : Region Management Organization

**R8当初予算額案 0.3億円  
(R7当初予算額 0.3億円)**



地域の暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

- 全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893団体**（令和6年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”的3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

## RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「○○まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



## RMO活動事例

## （特非）きらりよしじまネットワーク

(山形県川西町)

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイディアを集約し、生活に根差した事業を展開している



## POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について地方財政措置を講じている※次ページ参照

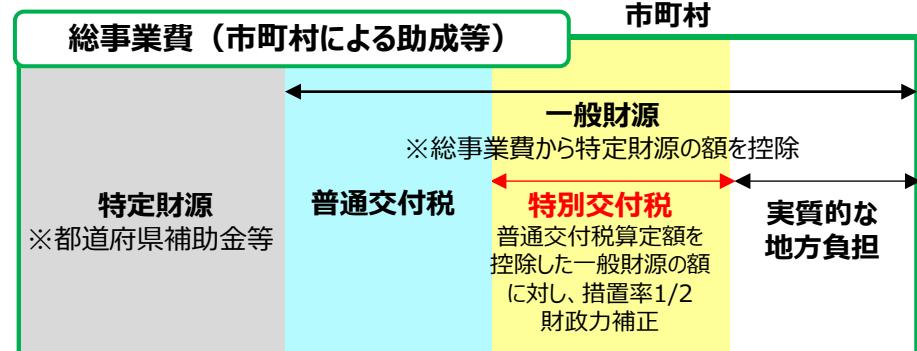
# 地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

## 1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

### 地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

#### ■事務局運営や事業活動の支援

⇒ 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置

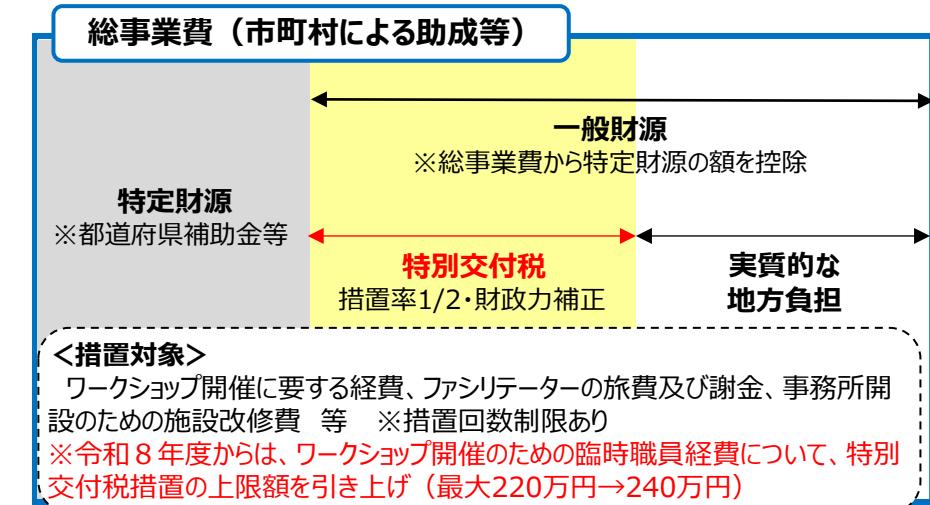


#### ＜措置対象＞

(1) : 事務局人件費 等  
(2) : 高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等

#### ■形成支援

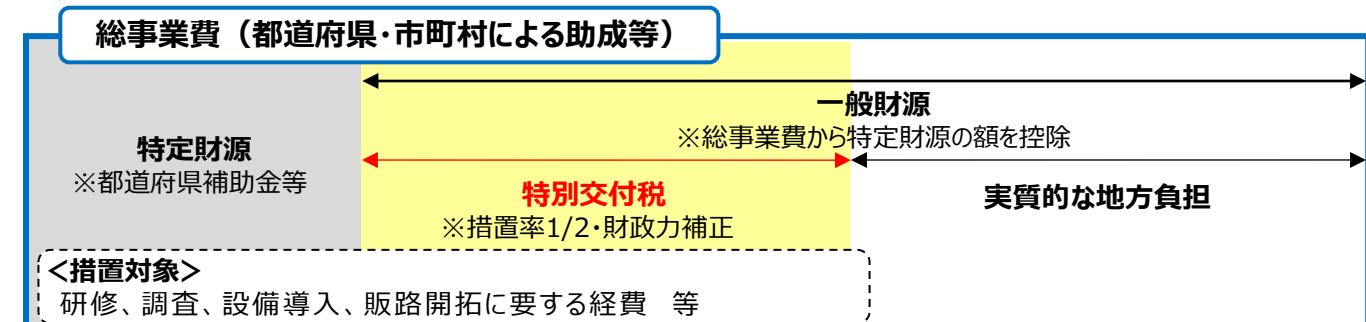
⇒ 特別交付税措置



## 2. 地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

### 自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

⇒ 特別交付税措置





## 1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

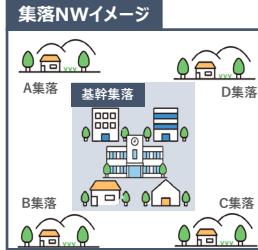
基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動 等

※過疎地域以外も活用可能

### POINT

- 事業主体：地域運営組織等
- 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
- 補助率：限度額1,500万円の定額補助

下記事業は限度額を上乗せ  
 ①専門人材を活用する事業 + 500万円  
 ②ICT等技術を活用する事業 + 500万円  
 ③上記①と②を併用する事業 + 1,000万円



## 3 過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用 等

### POINT

- 事業主体：過疎市町村
- 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
- 補助率：1/2以内  
 ※交付対象経費の限度額あり  
 (例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

## 2 過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業  
 ※都道府県は人材育成事業のみ

### POINT

- 事業主体：過疎市町村、都道府県（人材育成事業のみ）
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など  
 ⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補助率：限度額2,000万円の定額補助  
 都道府県は、1/2又は6/10(財政力指数0.51未満)



## 4 過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るために施設整備

### POINT

- 事業主体：過疎市町村
- 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補助率：1/3以内  
 ※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

# 過疎地域における税制等の特例措置（国税・地方税）



制度概要	【国税】割増償却	【地方税】課税免除等に係る減収補てん措置																
対象税目	●所得税、法人税	●事業税、不動産取得税、固定資産税																
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、減価償却額を以下のとおり割増償却           <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械等：32%</li> <li>・建物等：48%</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>POINT</b>  課税所得税負担を軽減し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、都道府県又は市町村が、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合に <b>減収分の75%を普通交付税で補てん</b></li> </ul> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>POINT</b>  過疎地域に企業を置くことへの <b>インセンティブ</b> </div>																
期間	●5年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業税、固定資産税：最初に課税免除等を行った年度から3年間（畜産業・水産業は5年間）</li> <li>不動産取得税：当該年度分のみ</li> </ul>																
対象業種・取得価額等		<p><b>(1) 【国税】所得税・法人税、【地方税】事業税</b> 個人又は法人が、以下の要件に該当する事業用設備を取得等した場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業者の規模 (資本金)</td> <td style="width: 25%;">個人又は 5,000万円以下</td> <td style="width: 25%;">5,000万円超 1億円以下</td> <td style="width: 25%;">1億円超</td> </tr> <tr> <td>対象となる設備投資</td> <td>機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）</td> <td colspan="2">機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設</td> </tr> <tr> <td>対象業種</td> <td>製造業・旅館業</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>農林水産物等販売業・ 情報サービス業等</td> <td colspan="2">2,000万円以上 500万円以上</td> </tr> </table> <p><b>(2) 【地方税】不動産取得税・固定資産税</b> 上記（1）の設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地に係るもの</p> <p><b>(3) 【地方税】事業税（畜産業・水産業）</b> 個人又は同居の親族で、事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合の各年の所得額</p>	事業者の規模 (資本金)	個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	対象となる設備投資	機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設		対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	取得価額	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	2,000万円以上 500万円以上	
事業者の規模 (資本金)	個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超															
対象となる設備投資	機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設																
対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上															
取得価額	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	2,000万円以上 500万円以上																

# 集落支援員



○ **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、

①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組やその取組主体となる地域運営組織などをサポート**

## 必須業務

### ①集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施



### ②集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

## 集落支援員の活動イメージ



### ③集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ②都市から地方への移住・交流の推進
- ③特産品を生かした地域おこし
- ④高齢者見守りサービスの実施
- ⑤伝統文化継承
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

## ●特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ≈1

対象経費 ①集落支援員の設置

②集落点検の実施

③集落における話し合いの実施

④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員1人あたりの上限額

専任 500万円 ≈2

兼任 40万円

POINT

※1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

## ●配置状況 (R 6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人 (自治会長などの兼務)

## 専任の「集落支援員」の属性

- 約5割が50代以下
- 約5割が元会社員・元公務員・元教員
- 約9割がそれまで暮らしていた自治体で活動



過疎地域等の持続的発展のため、都道府県において専門人材（都道府県過疎地域等政策支援員）を確保し、管内市町村をサポート

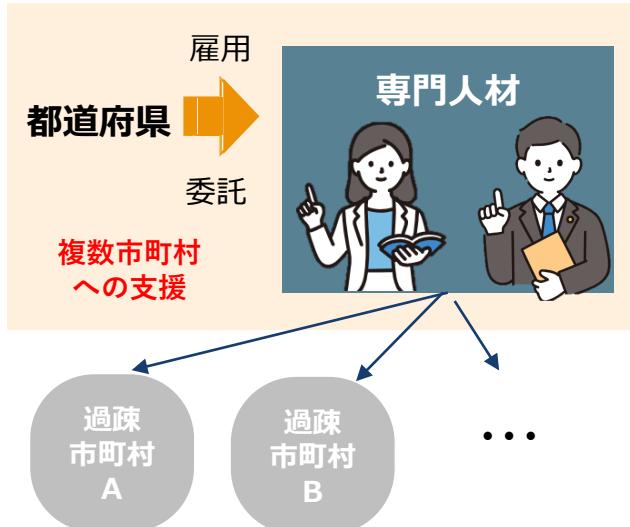
対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援</li> <li>②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること</li> <li>③都道府県の過疎計画に記載があること 等</li> </ul>
財政措置	<p><b>POINT</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の上限額を年間590万円／人 → <b>年間 610 万円／人に増額</b></li> <li>・措置率0.5</li> <li>・財政力補正あり</li> </ul>

## 業務の例

- **産業振興（農林水産業）**
  - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- **産業振興（商工業、その他）**
  - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- **産業振興（観光）**
  - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- **地域における情報化**
  - …情報通信技術の利活用 等
- **地域公共交通の確保**
  - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等

- **生活環境の整備**
  - …水道事業経営 等
- **高齢者等の保健・福祉**
  - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- **医療の確保**
  - …医療政策支援 等
- **教育の振興**
  - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- **集落の整備**
  - …集落対策、空家対策 等
- **地域文化の振興**
  - …文化財保護 等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
  - …再生可能エネルギーの導入支援 等

## 【専門人材の活用イメージ】



## 第4 地域におけるDXの推進

# 都道府県と市町村が連携したDX推進体制と人材プール機能の確保

- 全国的な自治体DX推進のため、**都道府県が管内市町村と連携したDX推進体制**を構築し、その中で、**都道府県が市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能を確保**する取組を推進
- 総務省としても、必要なノウハウの提供をはじめ、各都道府県における取組推進を総合的にサポート

## 推進体制

### 推進体制に必要な4つの機能

①市町村との会議体設置

②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握

③市町村支援のために一定の専門人材を確保

④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

### 都道府県

DX担当課の職員等

常勤アクセラレータを中心に充実を図る

### 人材プール

自治体DXアクセラレータ

- 任期なし常勤職員
- 任期付職員
- 非常勤職員
- 委託事業者

派遣・支援

### 市町村

取り組むこと

#### ●DX推進計画策定

##### ■重点取組事項

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体情報システムの標準化
- ・公金収納におけるeL-QRの活用
- ・マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAI・RPAの利用促進
- ・テレワークの促進

DX推進リーダー・アクセラレータを中心に取り組む



- 身近なDXの推進による業務改善
- 広域連携による人材育成
- システム・ツールの共同調達 等



CIO補佐官  
DX推進リーダー

### 一部事務組合

### 連携中枢都市圏

## 総務省による取組支援

### 【人材確保・育成のノウハウ提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
- ②「ガイドブック」「参考事例集」
- ③自治大学校等関係機関での研修

【人材確保支援】自治体の採用活動を広報

### 【アドバイザー派遣】

- ①**DXアドバイザー**  
(主に自治体DX、地方公共団体金融機関と共に)
- ②**地域情報化アドバイザー**  
(主に地域社会DX分野)

### 【財政措置】

- ①都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**
- ②**令和7年度**から、アクセラレータのうち**常勤職員の人事費**について**普通交付税措置**

## アクセラレータに対する財政措置

- 都道府県が、**デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う職員**を確保した場合、**「自治体DXアクセラレータ」**に任命 → 今後数年間で、**全国で500名**程度の確保を目指す
- 都道府県に対し、**アクセラレータの人員費等**について財政措置

### アクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援**を主たる業務とする職員のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を5年以上**有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革など  
システムユーザー側の経験も含む。

※ 都道府県からの推薦に基づき、総務省が任命。

※ 任命状況（12/9時点 速報値）… 60名（23都道府県）

### アクセラレータ等に対する財政措置

	～令和6年度	令和7年度～
常勤職員	特別交付税 (措置率0.7)	<b>普通交付税</b> 人数に応じて措置
非常勤職員		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

令和8年度は  
一人当たり**840万円**程度

※ 都道府県に対し、総務省が財政措置を行うもの（民間企業等に対する補助金ではありません）。

※ 業務委託により確保した場合も、引き続き特別交付税措置。

# 都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人事費等に係る特別交付税措置【拡充】

- デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。
- 対象経費は、**非常勤のアクセラレータの人事費、民間事業者への業務委託、アクセラレータ（常勤・非常勤）の募集経費** 等。
- 今後数年間で集中的にアクセラレータの確保に取り組むことができるよう、**令和7年度から令和9年度までの間、募集経費に係る対象経費の上限額を1団体あたり300万円に引き上げ。**
- また、令和8年度から、人件費相当額に係る対象経費の上限額を**1人あたり2,100万円に引き上げ。**

## 特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象期間	
			対象経費の上限額	
都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する非常勤のアクセラレータ等の<b>人件費</b>、民間事業者への<b>委託費</b>、<b>募集経費</b> 等</li><li>○ 上記の経費の一部につき<b>市町村の負担金</b>が生じる場合の当該<b>負担金</b></li></ul>	対象経費の合計額に <b>0.7</b> を乗じて得た額	人件費相当額： <b>2,100万円/人</b> 募集経費： 100万円/団体 → <b>300万円/団体</b>	R11年度まで  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">拡充期間は R9年度まで</span>

## 市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画／デジタル人材確保・育成方針等の策定・見直し案の作成
- ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
- ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
- ・ データ利活用に関する助言
- ・ 人材育成（研修企画・講師等）
- ・ セキュリティ研修・監査支援 等

## ＜都道府県による市町村支援（イメージ）＞



※ 普通交付税措置の対象となる常勤のアクセラレータの人事費については、特別交付税措置対象外。

## 留意点

- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人事費以外（交通費、通信運搬費等）に要した経費は、対象外。ただし、事業運営経費等のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

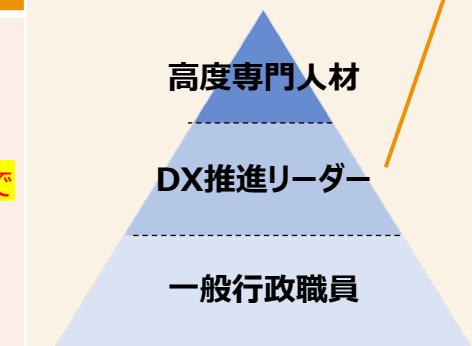
# 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る特別交付税措置【延長】

- 計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、DX推進リーダーの育成に係る経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

## 特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象期間	
			対象経費の上限額	
都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>○ DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、 民間講座の受講料、資格取得のための受験料 (初步的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象)</li></ul> 等 (想定される経費) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 育成プログラム実施に係る<u>委託費又は負担金</u></li><li>・ 民間事業者、大学等の<u>講座受講料</u></li><li>・ 人材育成事業に必要なその他の経費（育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費 等）</li></ul>	対象経費の合計額に <b>0.7</b> を乗じて得た額	なし	R11年度まで

**DX推進リーダー**  
デジタル分野の専門的な知識・スキルを有し、DXの中核を担う職員。



## ＜自治体DX全体手順書＞

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定**※し、**集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴（特にシステム、Webサービス・アプリケーション等）
- ・ 民間IT企業での実務経験
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

## 留意点

- **令和8年度から、都道府県等が市町村のDX推進リーダーに対して行う研修等に要する経費についても、措置の対象。**
- **自治体DXアクセラレータとして確保した者に対して行う研修に要する経費についても、当該者をDX推進リーダーに指定する等本特別交付税措置の要件を満たす限り、措置の対象。**
- 育成プログラム上に記載の無い研修や幅広な職員を対象とした研修に係る経費は対象外。

# 市町村におけるC I O補佐官等としての外部人材の任用等に係る特別交付税措置【延長】

○ 市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

## 特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	対象経費（詳細）	措置額	対象経費の上限額		対象期間
市町村	①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、 外部人材の <u>任用等を行うための経費</u> として次に掲げるもの（※2） ・ <u>特別職非常勤職員</u> として任用する場合 → <u>報酬等</u> （期末手当等を含む。） ・ <u>外部に業務委託</u> する場合 → <u>委託料等</u>	対象経費の合 計額に <u>0.7</u> を 乗じて得た額		なし	R11年度まで
	②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の <u>募集を行うための経費</u>	対象経費の合 計額に <u>0.7</u> を 乗じて得た額	<u>100万円</u>		R11年度まで

（※1）CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

（※2）1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、財政措置の対象上限は3名分（令和6～11年度）

## 留意点

○ 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの。

○ 業務委託も対象となるものの、単なる各種計画策定の業務委託は対象外。また、内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告していただく必要。

## 自治体DX推進体制強化支援事業【継続】

- 推進体制の構築・活用状況については、都道府県ごとにはらつきがあり、特に、推進体制の中心となる人材プールの確保にあたっては、多くの都道府県が、**適切な人材がいないことや人材像・ジョブディスクリプションの明確化**といった点に課題を抱えている状況。
  - ➡ フォーラム開催等により**全国的なDXの機運を醸成**しつつ、都道府県における人材確保及び具体的なDX取組テーマにそった**市町村支援についての伴走支援**、都道府県による採用を希望するデジタル人材についての情報提供等を実施することで、**DX推進体制の一層の強化と活用促進**を図る。

### 1. 機運醸成

- 自治体職員を対象とした**フォーラム**を開催
  - ・ 自治体のDXを支援する事業者やDX分野の有識者も招へいし、市町村支援の成功事例の共有や意見交換を実施
- ➡ **DXの意義を広く共有・全国的なDXの機運を底上げ**



### 2. 人材確保・活用支援

- 都道府県のニーズを踏まえ、人材確保・市町村支援の取組を**伴走支援**
  - ・ 総務省が、県と市町村で連携して取り組むべき**重点テーマ**を提示
  - ・ 都道府県が選択したテーマに沿った取組と、その推進の基盤となる**アクセラレータの確保**を支援
  - ・ 伴走支援を通じて創出した**人材プール活用の好事例**を全国に展開
- アクセラレータとして市町村DX支援を希望するデジタル人材について、総務省が都道府県に情報提供
  - ➡ **人材確保と具体的なDXの取組を併せて支援することで、実効性のある推進体制構築を推進**

#### 《重点テーマ》

- ・ システムの共同調達
- ・ 自治体フロントヤード改革の推進
- ・ 職員の業務改善に向けた府内DXの推進
- ・ データ利活用
- ・ 市区町村のデジタル人材の確保・育成に係る方針の策定支援
- ・ 自治体のAIの利用促進



自治体DXアクセラレータ

### 3. 人材育成支援

- アクセラレータやDX推進リーダーのスキル支援を実施
  - ・ 都道府県が確保した「自治体DXアクセラレータ」の自治体内での活躍を支援するため**行政実務研修**
  - ・ 自治体業務に精通した内部職員を即戦力のDX人材として育成するための**DX推進リーダー育成研修**
- ➡ **人材確保支援と併せて職員育成支援を行うことで推進体制の質の向上につなげ、市町村支援の実効性を高める**



# DXアドバイザー（経営・財務マネジメント強化事業）

## 事業概要

- DX各分野の専門家によるアドバイスを年間原則5回以内（2時間以上／回）受けられる  
※ 実地、オンライン
- 自治体による派遣経費（謝金、旅費）の負担なし  
※ 地方公共団体金融機構が負担  
※ アドバイザーは自治体からの推薦による登録が可能

## 類型と実績

類型	内容	具体例	令和6年度実績
課題対応アドバイス事業【手挙げ式】	自治体行政におけるDX等に取り組む市区町村等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● DXの機運醸成</li><li>● マイナンバーカードの利活用</li><li>● データ利活用・EBPM</li><li>● 自治体職員のデジタル人材への育成</li><li>● 外部デジタル人材の確保</li><li>● 情報システムの標準化・共通化</li><li>● 行政手続のオンライン化</li><li>● BPR・業務改革</li><li>● セキュリティ対策 等</li></ul>	185団体
課題達成支援事業【pussh型】	令和7年度までに標準化対応に向け、事業進捗に課題を抱えている団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小規模団体等を中心に移行計画の作成</li><li>● Fit&amp;GAPの実施</li></ul> 等の標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援	36団体
啓発・研修事業	都道府県が市区町村の啓発のための研修会・相談会を実施	＊＊＊	15団体 ※うち1団体は首長・管理者向けトップセミナー

- 活用事例集を策定（総務省HP:[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000921634.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000921634.pdf)）

→ 「システム調達と業務改革」、「人材育成」、「経営層の意識醸成」に係る具体的な助言内容や効果等を掲載

## 更なる活用に向けた改善（令和8年度～）

- 自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ報告書において、自治体の業務効率化や行政の質の向上のため、生成AI・AI・RPAの重要性が言及されたことや、自治体における支援ニーズ等を踏まえ、取組分野に「AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進」を追加  
<取組分野> ※下線部が追加  
DXの機運醸成、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの利活用の推進、行政手続のオンライン化、データ利活用・EBPM、BPR・業務改革、自治体職員のデジタル人材への育成、外部デジタル人材の確保、セキュリティ対策、AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進、消防防災DX、その他

## 第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり



# 「定住自立圏構想」の推進（H21～）

- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

## 定住自立圏構想推進のための地方財政措置

### 特別交付税

- 包括的財政措置**（中心市：上限8,500万円程度（※）、近隣市町村：上限1,800万円）※措置率0.8  
(※) 当該定住自立圏の近隣市町村合計人口・合計面積、近隣市町村数に応じて上限額を調整
- 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置（上限700万円／団体）※措置率0.8
- 病診連携等による地域医療の確保に要する経費に対する財政措置（上限800万円／団体）※措置率0.8 等

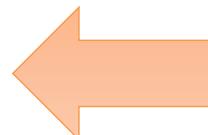
### 地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

## 圏域形成に向けた手続



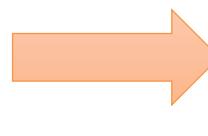
- 人口5万人程度以上
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外 等



②定住自立圏形成協定の締結  
中心市と近隣市町村が1対1で、議会の議決を経て締結



③定住自立圏共生ビジョンの策定  
圏域の将来像や推進する具体的な取組を記載



近隣市町村



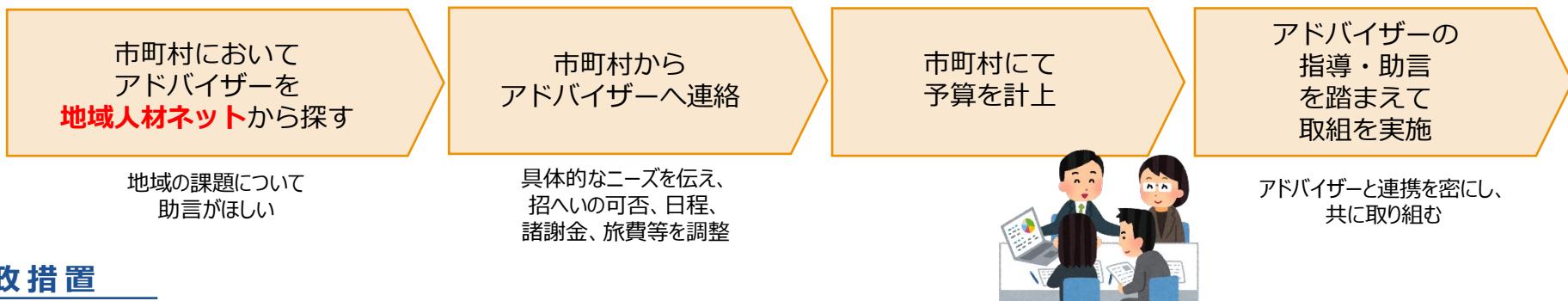
## 地域力創造アドバイザー



地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

## アドバイザー派遣の流れ



## 財政措置

### ● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）

## ● 要件

**活用市町村外在住**の外部専門家を年度内に延べ**10日以上**招へいし、取組を実施

## POINT

- 様々な分野の専門家をリストアップ
- 招へい経費について、最大（**610万円／年**）を特別交付税で措置
- 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

## アドバイザー活用事例

## 活用事例集は こちら→



# 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度 令和8年度制度改正について（特別交付税措置の拡充）



令和8年度より、地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税措置について、措置期間を拡充するとともに、物価高騰の影響を踏まえ、対象経費の上限額の引き上げを実施する。  
併せて、アドバイザーへの謝金（報償費）については、国の謝金単価を上限とする。

## 1.特別交付税措置期間の拡充

○地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税の措置期間について、  
これまで1市町村当たりの活用期間を最大3年間としていたところ、  
3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とする。  
(アドバイザー1人につき最大3年間活用可能)

## 2.特別交付税措置対象経費の上限額の引き上げ

○民間専門家活用の上限額の引き上げ  
【R7】1市町村当たり590万円／年 ⇒ 【R8】1市町村あたり610万円／年  
○アドバイザーへの謝金単価の上限の設定  
謝金（報償費）単価の上限を国の諸謝金等使用基準（9,300円／時）とする。

# 地方創生の取組 アドバイザーの派遣（経営・財務マネジメント強化事業）



(総務省HP)

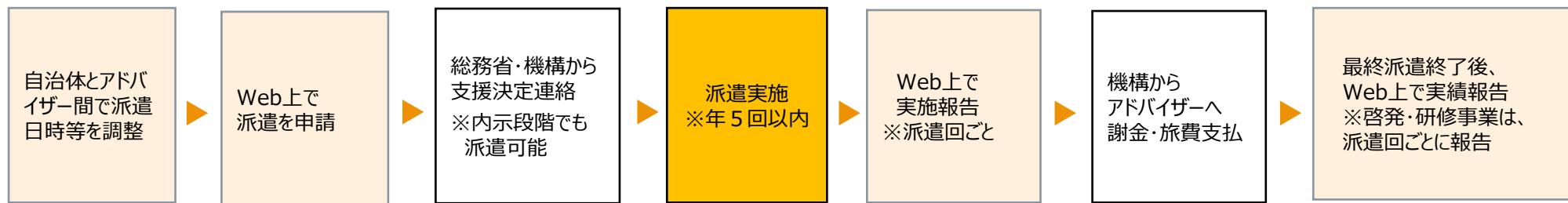
(JFM HP)

- 国として全国展開を図りたいと考える**地方創生の取組**について、各取組に直接携わった担当者等を**アドバイザーとして委嘱し、各自治体に対し派遣する事業**

※総務省と地方公共団体金融機構（JFM）の共同事業。アドバイザーの**謝金・旅費をJFMが全額負担**

※全国展開を図りたいと考える地方創生の取組については、内閣官房地域未来戦略本部事務局と総務省が連携して選定

## アドバイザー派遣の流れ



※詳細は、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」を参照  
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html> (JFM HP)

## 支援分野

民間事業者、学識経験者のほか、先進的な事例に携わった現役の公務員などもアドバイザーとして派遣可能（R8.1月現在、**45名**がアドバイザー登録済）

### ● 課題対応アドバイス事業

下記の取組分野において都道府県・市区町村を対象に支援を実施

- ①持続可能な生活環境の創生
- ②地域経済の高付加価値化
- ③若者・女性から選ばれる地域づくり
- ④地域への人の流れの創出

POINT

- **自治体の予算措置が不要**
- **Webから簡単に手続きが可能**

### ● 啓発・研修事業

都道府県が市区町村に支援分野の研修会・相談会を行う場合に、アドバイザーを派遣

# 地方公共団体が行う空き家対策に対する財政措置

## 特別交付税措置（平成28年度より）

- 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象
- 措置率0.5 団体の財政力に応じた補正あり

### 地方公共団体が行う空き家対策

#### 国庫補助の対象となる事業

（国土交通省「空き家対策総合支援事業」等）

- 空き家等対策計画に基づき行う空き家等の除却・活用※  
除却後の土地の整備・附帯工事  
※予算額等の制限により除却・活用を単独事業として実施する場合あり。  
測量費・試験費等を含む。
- 空き家等の活用か除却かを判断するためのフィジビリティスタディ
- 空き家等対策計画策定や計画策定等に必要な実態把握
- 空き家等の所有者の特定
- 空き家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための事業
- 費用回収の見込めない行政代執行や  
行政代執行等に向けて必要となる法務的手続等



#### 国庫補助の対象とならない経費※

- 空き家対策のための広報
- 空き家に関する相談窓口の設置
- 空き家対策のためのデータベースの整備
- 空き家バンクの設置や運営
- 空き家の入居者への家賃補助

※正規職員の人事費等は対象外

#### 単独事業※1として実施する空き家の除却等

- 空き家対策計画に基づき行う空き家等の除却・活用※2・3

※1 国庫補助の対象事業だが、予算額等の制限により単独事業として実施する場合

※2 空き家等対策計画区域内において、空き家特措法に基づく助言又は指導を行い、命令するに至っていない「特定空家」（空き家特措法第2条第2項）に対するものに限る

※3 地方公共団体が所有者等に対して助成を行う場合に限る



補助事業に係る地方負担に対して特別交付税措置  
(都道府県※・市町村が対象)

※市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

地方公共団体が単独で実施する  
空き家対策に対して特別交付税措置  
(市町村が対象)

# 地方公共団体が行う所有者不明土地等対策に対する財政措置

## 特別交付税措置（令和4年度より）

- 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象
- 措置率0.5 団体の財政力に応じた補正あり

### 地方公共団体が行う所有者不明土地等対策

#### 所有者不明土地等対策事業費補助金の対象※

- 所有者不明土地・低未利用土地の**実態把握**
- 所有者不明土地対策計画の作成**
- 土地の**所有者探索**や、土地の**利活用のための手法**等の検討
- 土地の**管理不全状態の解消**
- 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための**法務手続**等
- 所有者不明土地・低未利用土地の管理等に関する**広報・啓発**【R7～】
- 所有者不明土地・低未利用土地における**地域活性化**のための**簡易な設備の整備**(東屋、ベンチ、水栓等)【R8～】※詳細については調整中
- その他上記の事業と併せて実施する関連事業

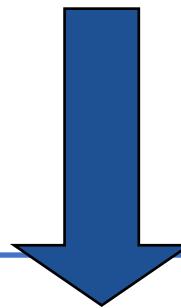
※ 所有者不明土地対策計画（一定の要件を満たす既存計画を含む）に基づく取組が対象

#### 国庫補助の対象外となるソフト経費※

- 所有者不明土地等対策のための**データベースの整備**
- 空き地バンクの設置**や**運営**

等

※ 正規職員の人事費等は対象外



**補助事業に係る地方負担**に対して特別交付税措置  
(都道府県※・市町村が対象)

※ 市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

地方公共団体が**単独で実施する**  
**所有者不明土地等対策**に対して特別交付税措置  
(市町村が対象)

# 「昭和100年」関連施策の推進について

## 基本的な考え方

### —令和8年（2026年）は、昭和元年（1926年）から起算して満100年—

- 昭和の時代は、未曾有の激動と変革、苦難と復興の時代であった。
- 「昭和100年」を契機に昭和を顧み、先人の躍動に学び、昭和の記憶を共有することは、平成以降の生まれの世代にとっても新たな発見のきっかけとなり、また、世代を超えた理解・共感を生むとともに、リスクや課題に適切に対処しながら、幸せや生きがいを実感でき、希望あふれる未来を切り拓く機会になる。さらに、いつの時代にあっても忘れてはならない平和の誓いを継承し、将来にわたる国際社会の安定と繁栄への貢献につなげていく機会になる。
- このような観点から、幅広い分野にわたり、「昭和100年」関連施策を推進する。

## 施策の方向性

- 昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策
- 昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていくための施策
- 「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策

⇒ 各府省において、記念式典等の関連施策の実現に向けて積極的に取り組んでいく。併せて、地方公共団体や民間主体も含めて多様な取組が全国各地で推進されるよう、幅広く周知広報を行う。

## <「昭和100年」関連施策の検討状況について>

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議（第4回）（令和7年10月2日開催）配布資料より  
(令和7年9月30日現在)

	府省・団体数	施策数
国	19	199
都道府県	25	119
指定都市	14	43
市町村	150	242
民間団体	36	41

※令和7年実施分を含む

## <「昭和100年」関連施策のロゴデザインについて>

- 各府省、地方公共団体等が「昭和100年」関連施策を実施する際に活用できるロゴデザインを、一般投票を経て令和7年7月下旬に決定。
- 国の行政機関（独立行政法人等を含む）及び地方公共団体（地方独立行政法人を含む）が実施する関連施策でのロゴデザインの使用については、使用申請は不要。

### 【活用例】

- ・広報紙での活用
- ・図書展示での活用
- ・チラシ等での活用

（左から、京田辺市・静岡市・千葉県の例）



## <「昭和100年」ポータルサイトについて>

- 各府省、地方公共団体等が実施する「昭和100年」関連施策の情報発信のため、令和7年6月下旬に「昭和100年」ポータルサイトを開設。本格的な運用は、令和7年10月上旬より開始。[URL : https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/showa100nen/portal/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/showa100nen/portal/index.html)
- 「「昭和100年」関連施策とは」「イベント情報」「特集コーナー」「プレイベント」「リンク集」等のコンテンツを用意。関連施策の実施主体がポータルサイト上の登録フォームから詳細情報を入力することで、「イベント情報」の各施策ページにおいて、開催日時、開催場所、ホームページやチラシなどの詳細を広報することができる。



# 「昭和100年」関連施策に対する地財措置

- 各地方公共団体が実施する「昭和100年」関連施策に要する経費について、特別交付税措置を講じる。

## 対象事業

各都道府県・市区町村が実施する「昭和100年」関連施策のうち、地方単独事業 かつ ソフト事業

(令和8年1月～令和8年度末までに実施されるもの)

### ◆「昭和100年」関連施策 《「昭和100年」ポータルサイトより》

#### ① 「昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策

- 個人や企業が保有する資料の発掘を含め、昭和期の史実に関する文書、写真、映像等の資料の収集・整理
- ICTなどの最新技術を活用したアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開
- 高齢化している戦争体験等の語り部の次世代への継承
- 昭和にゆかりのある建築物、産業遺産等の保存・公開



#### ② 「昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていくための施策

- 以下のような趣旨の企画展示やシンポジウムの開催など
- 経済、科学技術、インフラ、文化・芸術、スポーツ、各種制度など多様な分野で昭和の躍動を振り返ってそれに学ぶ
- それぞれの地域における歴史、戦争の悲惨さや劳苦、人々の暮らし等を振り返ってそれに学ぶ
- 平和を希求する人々の思いが具体化した国際協力・国際交流などの取組を広く紹介する



#### ③ 「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策

- 多様な主体の取組を紹介するポータルサイト・SNSによる発信
- 歌謡、マンガ・アニメ、映画、出版など昭和の文化に関連したイベントの開催
- 昭和にゆかりのある地名や昭和の色彩を残す風景などを有する地域が連携した取組の推進



## 措置率

0.5 (財政力補正あり)

## 第6 地域の国際化の推進

# 外国人との秩序ある共生社会の構築のための地方財政措置の見直し

外国人との秩序ある共生社会の構築のため、地方自治体・地域社会における在留外国人の**地域社会のルールの習熟促進、行政手続利用の適正化**等の観点から、財政措置を拡充する。

## 1. 在留外国人への対応に必要な**環境整備**に係る特別交付税措置（措置率0.5）の**対象経費を追加**

### 現行

日本の制度（税・社会保険・行政手続等）の周知

追加

行政情報の多言語化（翻訳・通訳）

追加

### ① 地域社会のルール等の習熟のための取組 ルール等を学ぶ上で必要な日本語の指導



- ・ゴミの分別ルール
- ・自治会への加入促進

### ③ 行政・地域社会と在留外国人をつなぐ 「ブリッジ人材」の発掘・活用

- ・行政情報の伝達
- ・在留外国人の相談の集約
- ・地域行事等への参加の呼び掛け



### ② ワンストップ相談窓口からの同行支援

ワンストップ相談窓口  
(入管庁事業)



市役所・保健所等



## 2. 都道府県の**JET-CIR\***（国際交流員）について、**普通交付税の算定の見直し**

### 現行

#### 業務

通訳・国際交流等が中心

#### 財政措置（県分）

国調人口に応じた算定

（市町村分は任用数に応じた算定）

### ・環境整備の取組へのJET-CIRの積極的な活用（活用事例の紹介、研修の実施）



自作の市内地図を使った  
日本語の指導  
(岐阜県美濃加茂市)



府内ワーキングチーム  
への参画  
(千葉県松戸市)

### ・**JET-CIRの任用数に応じた算定（密度補正）の導入**

（写真：一般財団法人自治体国際化協会HPより）

\* R7年度補正予算により、**地方自治体における環境整備のモデル事例を創出し、横展開**（予算額：0.3億円）

# 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置 <参考：R7年度>

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

## ＜地方単独事業分＞

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) <b>特別交付税措置</b>
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

## ＜国庫補助事業分＞

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10／10、運営費1／2（R7当初予算 10億円）	(都道府県分) <b>普通交付税措置</b>
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1／2（R7当初予算 6億円）	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
	(都道府県分・政令市分) <b>普通交付税措置</b>
	(市町村分（間接補助分）) <b>特別交付税措置</b>

- 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）  
※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等

# 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに関する調査研究

- ・近年、在留外国人が大幅に増加（約293万人（R1）⇒約377万人（R6））
- ・地方公共団体においても、外国人が、社会のルールを遵守しつつ地域に溶け込むことで地域社会の構成員として生きていくよう、地域の受け皿をつくる取組が一層進められており、こうした取組の調査・研究を行う。

## ○地方公共団体における外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに取り組むモデル事例の創出と横展開を推進。

外国人が地域社会の構成員として生きていくよう支援する取組  
～社会のルールを遵守し、地域に溶け込む外国人の増加～

### 事業概要

従来から外国住民が多い地方公共団体や、外国人住民急増団体を選出し（5団体程度）、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりの取組をモデル的に支援し、事例の創出・横展開の実施に向けた調査研究を行う

#### 【事業内容（例）】

- ・地域社会のルール等の習熟のための取組（ゴミ出し、自治会・町内会活動、防災等の地域社会のルールの学習等）
- ・地域社会との橋渡しとなり得る人材の発掘や育成
- ・小規模団体における人材不足・ノウハウ不足への対応（県と市町村との連携）
- ・外国人住民の多国籍化に伴う地域課題の整理・可視化、対応策の検討



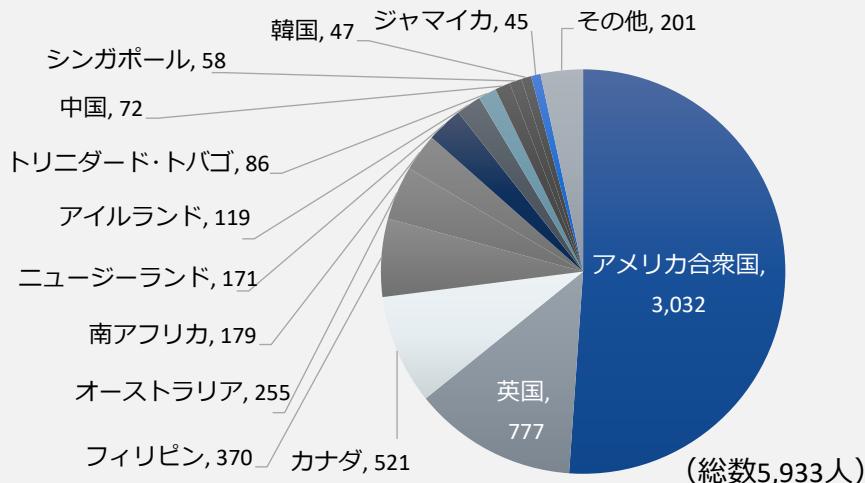
日本に来て間もない外国人が地域のルールを学習する場

# JETプログラム (“The Japan Exchange and Teaching Programme” ) <参考>

- JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム  
⇒令和7年で設立39年
- 累計で世界82か国から約8万人（令和7年時点）の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム  
⇒小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給

## ① 令和7年度の状況

### ◆ 招致国別の内訳



### ◆ 職種別内訳

- ALT (Assistant Language Teacher : 外国語指導助手) : 5,418人  
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- CIR (Coordinator for International Relations : 国際交流員) : 503人  
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- SEA (Sports Exchange Advisor : スポーツ国際交流員) : 12人  
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

## ② 地方財政措置

### ◆ 都道府県

(金額は令和7年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費  
(報酬・旅費など)について、普通交付税措置※1
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置※1  
(算定：地方単独事業で一人上限647万円×0.5)

### ◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費  
(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置※1  
(標準団体（人口10万人）の場合、129万円+JET参加者数×518万円)

- JETプログラムコーディネーター※2に係る経費について、特別交付税措置  
(算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※1 R8年度より、JET参加者の任用に要する経費（一人当たり）に係る交付税措置額について増額予定

※2 JETプログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。（H28～ 特別交付税措置（市町村分））

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態（病気、事故等）への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

# 日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進

J E T 経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の自治体の連携を強化し、海外における力強い「地域のサポーター」になって活躍してもらうことを目的とする事業を実施。

(※) J E T : J E T プログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme) で外国青年を招致して地方公共団体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る、世界最大規模の人的交流プログラム。S62以降、累計で82か国から約8万人

## ○ J E T 経験者や地域にゆかりのある方々とのネットワークの構築・強化

都道府県又は政令指定都市が実施するネットワークの構築・強化のための取組をモデル的に支援

- ・ 国内・海外からの相談窓口、ネットワーク参加メンバーの募集
- ・ S N S や W E B による地域の各種情報の継続的な発信、各関係者からの活動情報等の集約
- ・ 人的ネットワーク構築・強化のための交流事業の実施

### 【想定されるネットワークの対象】

- ① J E T 経験者
- ② 県人会関係者
- ③ 姉妹都市の関係者
- ④ 元留学生
- ⑤ その他、地域に关心を持ち、海外から地域の強力なサポーターとなってもらえる方

